# 笛吹市八代定住促進住宅
# 浴室改修及び駐車場整備工事

| 統番 | 図面番号 | 図　　面　　名　　称 | 縮　　尺 |
|---|---|---|---|
| 1 | A － 00 | 表紙・図面リスト | No Scale |
| 2 | A － 01 | 特記仕様書 | No Scale |
| 3 | A － 02 | 案内図・配置図 | 1:400 |
| 4 | A － 03 | １号棟平面図 | 1:150 |
| 5 | A － 04 | １号棟立面図 | 1:200 |
| 6 | A － 05 | ２号棟平面図 | 1:150 |
| 7 | A － 06 | ２号棟立面図 | 1:200 |
| 8 | A － 07 | 浴室器具取付詳細平面図 | 1:10 |
| 9 | A － 08 | 浴室器具取付詳細図 | 1:10 |
| 10 | A － 09 | 外壁貫通設置形給湯付風呂釜ユニット用接続筒納り図 | 1:4 |
| 11 | A － 10 | 既存外構撤去図 | 1:400 |

笛吹市

| 統番 | 図面番号 | 図　　面　　名　　称 | 縮　　尺 |
|---|---|---|---|
| 12 | A － 11 | 新設外構図 | 1:400 |
| 13 | A － 12 | 部分詳細図 | 1:4・1:5<br>1:10・1:30 |
| 14 | E － 01 | 電気設備特記仕様書 | No Scale |
| 15 | E － 02 | 浴室・洗面詳細図 | 1:20・1:30 |
| 16 | E － 03 | １・２号棟平面図 | 1:150 |
| 17 | M － 01 | 機械設備特記仕様書 | No Scale |
| 18 | M － 02 | 浴室・洗面詳細図 | 1:20・1:30 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事

# 特　記　仕　様　書

## Ⅰ　工　事　概　要

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 工事名称 | 笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 |
| 2 | 工事場所 | 山梨県　笛吹市　八代町　米倉　地内 |
| 3 | 主要用途 | 共同住宅 |
| 4 | 主要構造 | 鉄筋コンクリート造　地上５階建 |
| 5 | 工事の概要 | 各戸浴室の改修及び駐車場の改修工事 |

## Ⅱ　建　築　工　事　仕　様

1．共通仕様
　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(平成25年版)」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
ただし、「改修標準仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（平成25年版）」(以下「標準仕様書」という。）による。
　なお、施工条件明示書は特記仕様書に含める。

2．特記仕様
　1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
　2）特記事項は、⊙印のついたものを適用する。⊙印のつかない場合は※印のついたものを適用する。⊙印と※印のついた場合は、共に適用する。
　3）特記事項に記載の＜　＞、（　）内の表示番号は、それぞれ「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

3．施工基準
　本工事は下記により完全に施工するものとする。
　建築基準法、　消防法、　その他関係政省令、　監督職員の指示事項

4．一般事項
　1）提出書類の適用基準類は以下とする。（作成・納品の基準、納品する資料の範囲等）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ⊙ 工程表 | ⊙ 施工計画書 | ⊙ 設備機材等選定表 | ⊙ 機器類製作図 |
| ⊙ 施工図面 | ⊙ 工程写真 | ⊙ 完成写真 | ⊙ 試験成績表 |
| ⊙ 保証書類 | ⊙ 取扱説明書 | ⊙ 完成図面 | ⊙ 機器材納品書 |
| ⊙ 工事日報 | ⊙ 機器類完成図 | ⊙ 届け出書類等の控え | |

　2）工事進歩状況報告書を提出（毎月１回月末）し、インターネットでの提出も可とする。
　3）火災保険の加入期間は、工期に１４日以上の日を加えた日までとする。
　4）グリーン購入法に基づき、基本方針で指定された品目については、判断基準による仕様を満足すること。
　5）高度技術・創意工夫・社会性等実施状況について、請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することが出来る。
　6）適正な下請負契約を確認するため、下請負届を提出する場合は次の書類を添付すること。
　　a　下請負契約書（請書等）の写し（元請負額が500万円以上）
　　b　下請負業者の建設業許可書の写し（下請け金額が建築は1,500万円以上）
　　c　下請負業者における「指定建設業監理技術者資格証」の写し
　　（下請け金額が建築は1,500万円以上）

5．工事範囲
　設計図書、現場説明及び工事契約書による。

6．共通事項
　1）産業廃棄物
　　本工事で発生する産業廃棄物は適正に処分すること。
　　また、建築副産物実態調査の対象工事であるため、請負者は「建築リサイクルデータ統合システムーＣＲＥＤＡＳ」により、再生資源利用計画書等を作成し、電子データをＦＤ等により監督職員に提出すること。

7．補足事項
　1）本工事に使用する建設機械は「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
　2）暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除
　　a　請負者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い捜査上必要な協力を行うこと。
　　b　この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに発注者と協議すること。
　　c　請負者が（ａ）の報告等を怠った場合は、「山梨県建設工事に係る指名停止等措置要領」に基づき、指名停止措置を行うこととする。
　3）不正軽油使用の排除
　　a　請負者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。
　　b　請負者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合にはその調査に協力しなければならない。

8．主任技術者又は監理技術者の選任について
　1）請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間：工事始期日以降30日以内）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
　2）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「完成検査結果通知書」等における日付）とする。

## 一般共通事項

### ①. 一般事項
⊙　工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。
⊙　請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。

### ②. 適用基準等
⊙　建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成17年版）
⊙　建設大臣官房官庁営繕部監修の工事写真の撮り方（改定第２版）

### ④. 工事実績情報(CORINS)の登録
※　適用する（請負精算額が500万円以上の場合）　<1.1.4>
　受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。
　(請負額が2,500万円未満の場合は、受注時のみ)
・　適用しない　<1.3.10>

### ⑦. 事故報告
　工事の施工中に事故が発生した場合は，直ちに監督職員に通報するとともに，事故報告書を指示する期日までに監督職員に提出する。

### ⑧. 建築材料等
環境への配慮　<1.4.1>
※　ホルムアルデヒド仕様
　使用する材料のホルムアルデヒド仕様は以下のとおりとする。
　　普通合板，複合フローリング等　：日本農林規格(JAS)F☆☆☆☆
　　パーティクルボード，MDF（中質繊維板）：日本工業規格(JIS)F☆☆☆☆
　　プラスターボード類　：日本工業規格(JIS)F☆☆☆☆
　　内装工事に使用する塗料及び接着剤　：化学物質等製品安全データシート(MSDS)等にホルマリン

材料の品質等　<1.4.2>
※　本工事に使用する材料は，設計図書に定める品質及び性能を有するものとし，その材料にJISマークまたはJASのマークの表示のある場合を除いて監督職員の承諾を受ける。
　特定のものが特記された場合は，設計図書に規定するものマークは，これらと同等のものとする。ただし，同等のものとする場合は，監督職員の承諾を受ける。

### ⑩. 特別な材料の工法
「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。

### ⑫. 設計ＧＬ
※　図　示　　⊙　現状平均地盤高

### ⑬. 技能士
・　下表で技能士を適用することとした職種に、１級又は単一級技能士を配置する。　<1.6.2>
※　下表で技能士を適用することとした職種に、１級、２級又は単一級技能士を配置する。

| 適用工事種別 | 適用技能士検定職種（作　業） |
|---|---|
| 以下の該当工事 | ⊙　該当する作業がある以下の職種（作業）のすべて |
| 鉄筋工事 | ・　鉄筋施工（鉄筋工事作業） |
| コンクリート工事 | ・　型枠施工（型枠工事作業）<br>・　コンクリート圧送（コンクリート圧送工事作業） |
| 鉄骨工事 | ・　とび（とび作業） |
| 防水工事 | ・　防水施工（　・　アスファルト防水工事作業<br>・　合成ゴム系シート防水工事作業<br>・　塗膜防水工事作業<br>・　シーリング防水工事作業　） |
| 木工事 | ・　建築大工（大工工事作業） |
| 屋根及びとい工事 | ・　建築板金（内外装板金作業）<br>・　スレート施工（石綿スレート工事作業）<br>・　かわらぶき（かわらぶき作業） |
| 金属工事 | ・　内装仕上施工（鋼製下地作業） |
| 左官工事 | ・　左官作業 |
| 塗装工事 | ・　塗装（建築塗装作業） |
| 内装工事 | ・　内装仕上施工（　・　ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上工事作業<br>・　鋼製下地工事作業<br>・　ボード仕上工事作業<br>・　カーテン工事作業　） |

　技能士を適用しないとした職種でも、１級、２級又は単一技能士の配置に努めること。　<1.7.3>

### ⑮. 完成図等
　完成図書作成・提出要領（山梨県基準・規定）により作成する。

### 17. 設備工事との取合い
施工範囲　各工事の区分表による。
施 工 図　設備機器の位置，取り合い等が検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

### 工　事　区　分　表

| 工事項目 | 改修工事 | |
|---|---|---|
| ２号棟北側駐輪場撤去 | ○ | |
| 駐車場整備（既存駐車場白線改修を含む） | ○ | |
| 各戸ユニットバスの改修 | ○ | |
| 上記による電気設備・給排水設備改修 | ○ | |
| 火災警報器設置・熱感知（電池式） | ○ | |
| 浴室サッシガラス止めビート改修 | ○ | |
| 洗面器横戸棚新設 | ○ | |

## ②仮設工事

### ①仮囲い
・　設ける
　仮囲いの位置及び延長は図示による。
　・成形鋼板（H=　　）　・波形鉄板（H=　　）　・バリゲート
　・キャスターゲート（H=　，W=　　）×　箇所
⊙　設けない

### ②交通誘導員
※　配置する（資材搬出入時も含む）

### ③工事表示板
※　設置する　　設置枚数　１枚

### 4.足場その他
内部足場　※　脚立、足場板等　<2.2.1>
外部足場　※　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種　・　Ｄ種　<表2.2.1>
防護シート　※　設ける　・　設けない
材料の運搬　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種　<表2.2.2>
　・　Ｄ種　※　Ｅ種
　昇降用枠組み足場を設ける。
　枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月策定）」によるものとし、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

### ⑦監督職員事務所
⊙　設ける　・　設けない

### ⑧工事用水
構内既存の施設　・　利用できる（※ 有償　・　無償）
　※ 利用できない

### ⑨工事用電力
構内既存の施設　・　利用できる（※ 有償　・　無償）
　※ 溶接などの消費電力の大きな機器を除く
　※ 利用できない

### ⑩工事用通路
※　指定しない　・　指定する（図示）

## ③建具工事

### ①アルミニウム製建具
外部に面する建具
浴室既設アルミサッシ

### ②ガラス留め材
ガラス留め材　(16.13.2)　(表9.6.1)

| 建具の種類 | 材　　種 |
|---|---|
| アルミニウム製 | ※シーリング材　・ガスケット（FIX部はシーリング材） |
| 鋼製及び鋼製軽量 | ※シーリング材 |
| ステンレス製 | ※シーリング材 |

　防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。
　板ガラスをはめ込む溝の大きさ　(16.13.3)
　標仕16.13.3 以外のアルミニウム製建具及び板ガラスの場合は
（社）日本建築学会　JASS 17ガラス工事「3.1納まり寸法標準」によるほか性能値が確認できる資料を監督職員に提出する。

## ④ユニットバス工事

### 浴室ユニット
　施工図作成の上監督職員の承諾を受けて施工する。
　ユニットバス：　1,200　x　1,800
　本体仕様には浴槽、風呂釜ユニット、巻き蓋、折れ戸、サーモシャワー水栓を含む物とする
　壁パネルー部取り替え
　風呂釜ユニットは、既存バランス釜設置排気口穴位置に取り付けること。

## ⑤ユニット及びその他の工事

### 収納家具
### 洗面所 収納棚
　材質　ランバーコワ　ポリ合板貼り　小口テープ 塩ビ貼り
　形状・寸法　　※図示
　ホルムアルデヒドの放散量　　※規制対象外　・第三種

## ⑥舗装工事

### 1 盛り土に用いる材料
・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　(22.2.3)　(表3.2.1)

### 2 遮断層及び凍上の材料抑制層
・遮断層　※川砂、海砂又良質な山砂　厚さは図示　(22.2.2～3)
・凍上抑制層　※再生クラッシャラン　・クラッシャラン
　・切り込み砂利　・砂
　厚さは図示

### 3 路床安定処理
※添加材料による安定処理　(22.2.2～3)　(表22.2.2)
種類　・普通ポルトランドセメント　・フライアッシュセメントＢ種
　・生石灰（　　）　・消石灰（　　）
添加量　　kg/m³　（目標ＣＢＲ　※5以上　・　　）

### 4 路床土の支持力比試験
※行う（※乱した土　・乱さない土）　(22.2.5)

### 5 路床締固め度の試験
※行う　(22.2.5)

### 6路盤材料 G
※再生クラッシャラン（RC-40）　(22.3.3)
・クラッシャラン（C-40）又はクラッシャランスラグ（CS-40）
透水性アスファルト舗装にもちいる場合は透水性の高いもの

### 7 アスファルト舗装
(22.4.2)　(表22.4.1)

| 舗装の種類 | 車道部の基層 | カラー舗装の種類 |
|---|---|---|
| ※アスファルト舗装 | ※無し　・有り | ※顔料混入加熱アスファルト混合物 |
| ・カラー舗装 | ※無し　・有り | ・ |

カラー舗装の着色骨材　・有色骨材（焼成）　・着色骨材（樹脂被覆）
アスファルト　※再生アスファルトG　・ストレートアスファルト

(22.4.3)
加熱アスファルト混合物の種類　(22.4.4)　(表22.4.6)

| 区分 | ※一般地域 | ・寒冷地域 |
|---|---|---|
| 表層 | ※密粒度アスファルト混合物（13）<br>・細粒度アスファルト混合物（13） | ※密粒度アスファルト混合物（13F）<br>・細粒度ギャップアスファルト混合物（13F） |
| 基層・粗粒度アスファルト混合物（20） | | |

シールコート　※行わない　・行う（施工範囲：　　）　(22.4.5)
アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う　(22.4.6)

### 8 コンクリート舗装
早強セメント　※使用しない　・使用する　(22.5.3)
(22.5.3)　(表22.5.3)
注入材料　※低弾性タイプ　・高弾性タイプ
溶接金網　※有り　・無し　(22.5.3～4)
厚さ試験　※行わない　・行う　(22.5.6)

### 9 透水性舗装
アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う　(22.6.6)　(22.4.6)

### 10 排水性舗装
アスファルト混合物　(22.7.3)　(表22.7.2)
・改質アスファルトⅠ型　※改質アスファルトⅡ型
タックコート用ゴム入りアスファルト乳剤の種類　(22.7.3)　(表22.7.3)

| 適用時期 | 種　類 |
|---|---|
| 下記以外 | ＰＫＲ－Ｔ１ |
| 冬期 | ＰＫＲ－Ｔ２ |

アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う　(22.7.6)

### 11 路面標示用塗料
JIS K 5665（路面標示用塗料）による

| 種類 | 施工 | 適用 | 色 | 幅（mm） | 布厚さ（mm） | 揮発性有機溶剤の含有率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ・１種 G | 常温 | 液状 | ※白 | ※150 | ※1.0 | 塗料総質量に対して |
| ・１種 G | 加熱 | | | | | 5%以下 |
| ・３種１号 | 溶融 | 粉体状 | | | | |

### 12 屋外表示板
図示

### 13 車止め支柱
※ステンレス製　径 図示
※スプリング付　⊙スプリング無し

### 14 車止めﾌﾞﾛｯｸ
図示

| | | | 承認 | 設計 | | | 縮　尺 | 工事名称　笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 | No. |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 設計年月日 | 図面名称　特記仕様書 | A-02 |

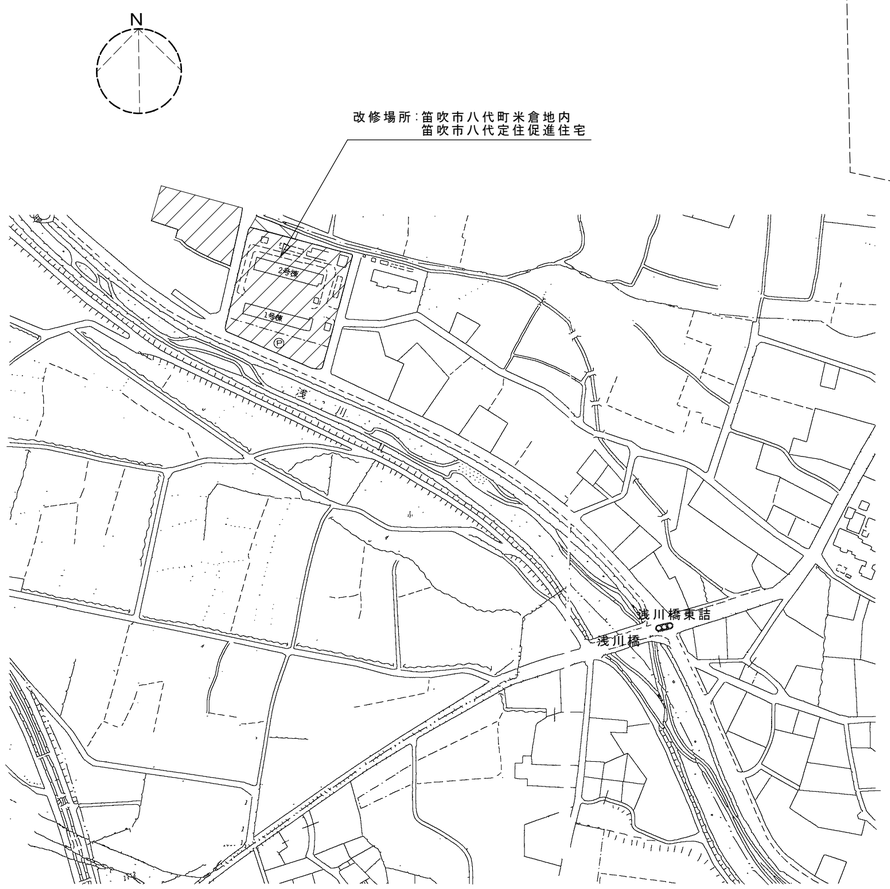


案 内 図

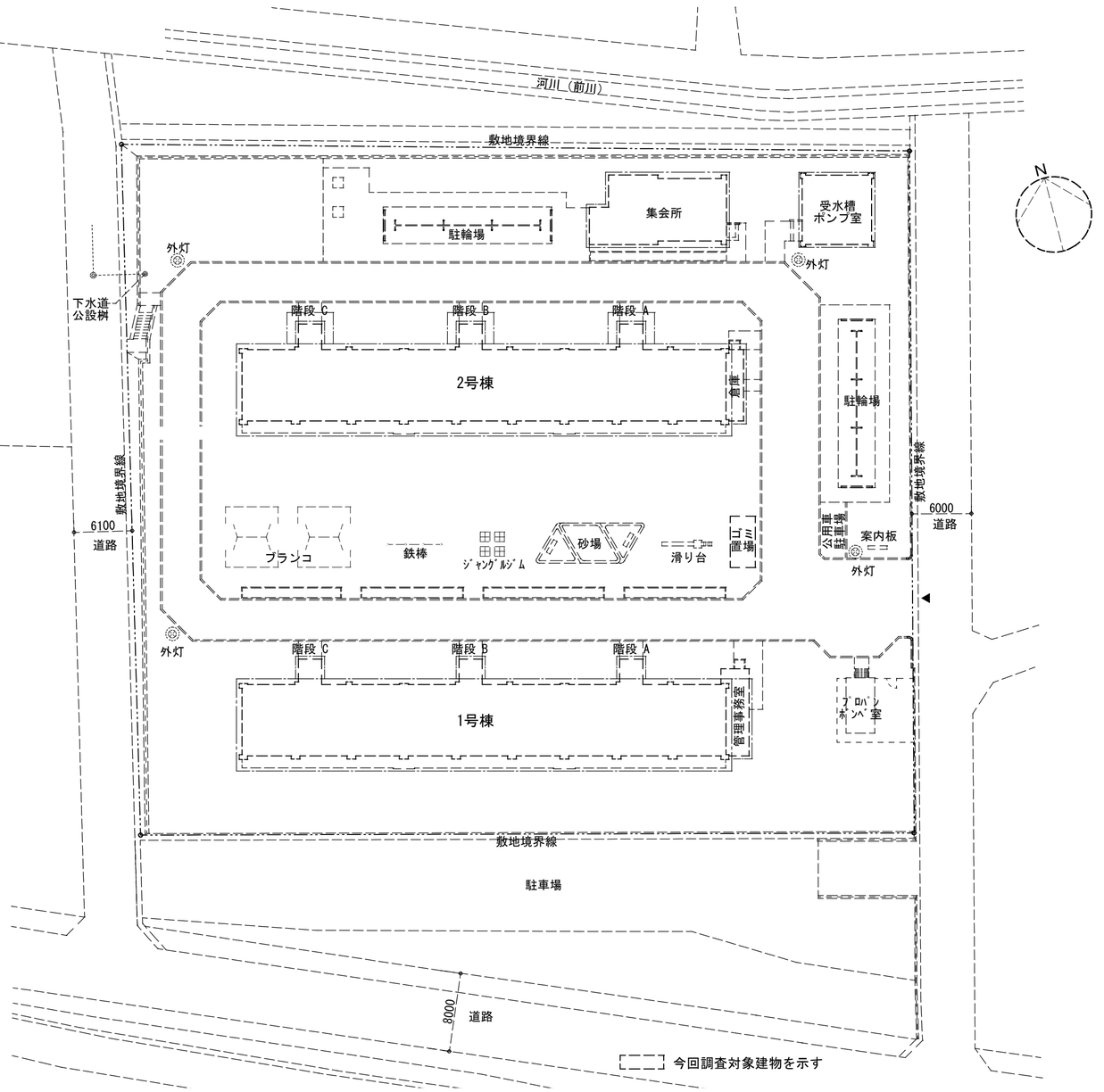


配 置 図

| | | | 承認 | 設計 | | | 縮 尺 1/400 | 工事名称 笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 | No. A-02 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 設計年月日 | 図面名称 案内図・配置図 | |

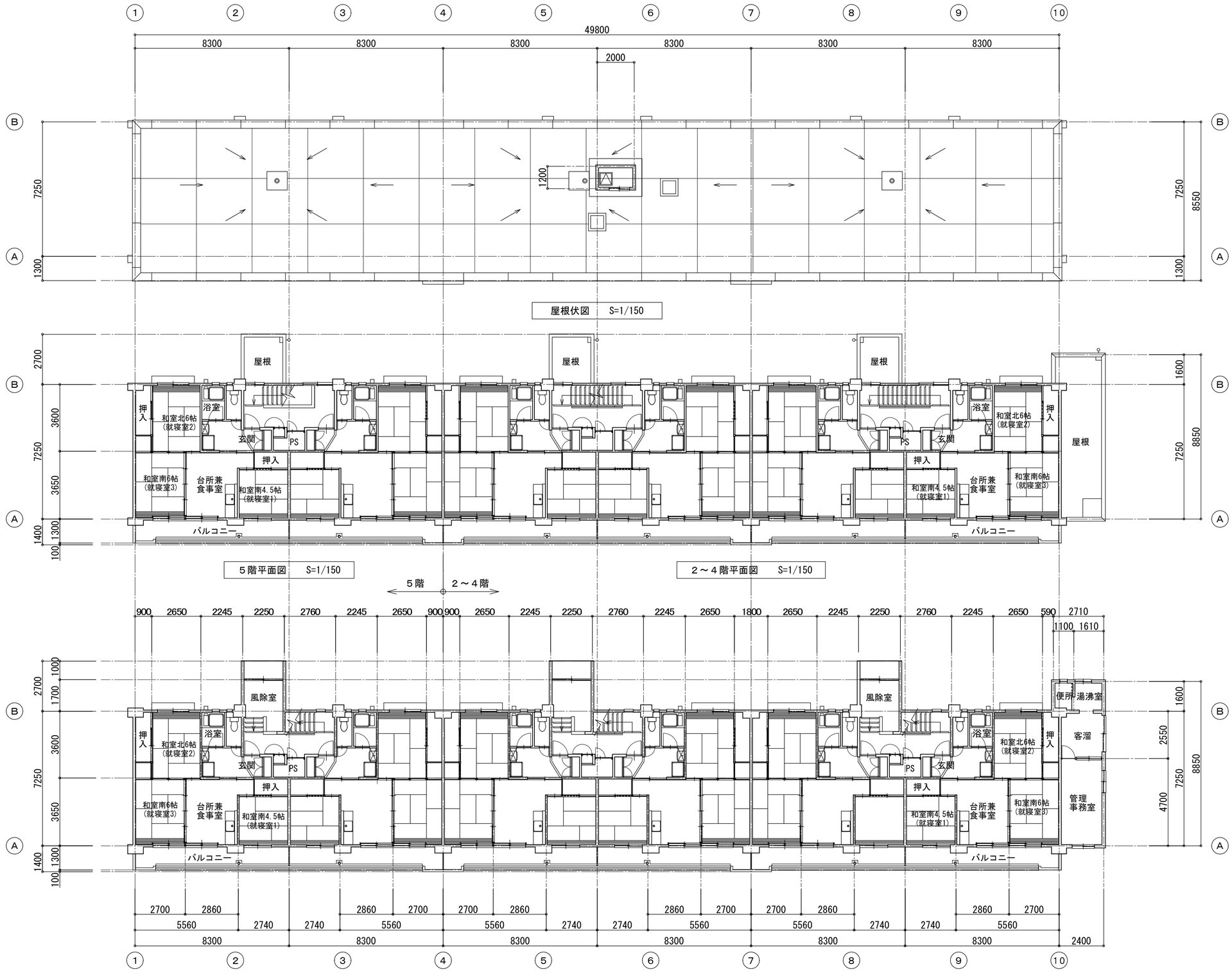


| | | | 承認 | 設計 | | | 縮尺 1/150 | 工事名称 笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 | No. A-03 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 設計年月日 | 図面名称 1号棟平面図 | |

# 1号棟(南棟)

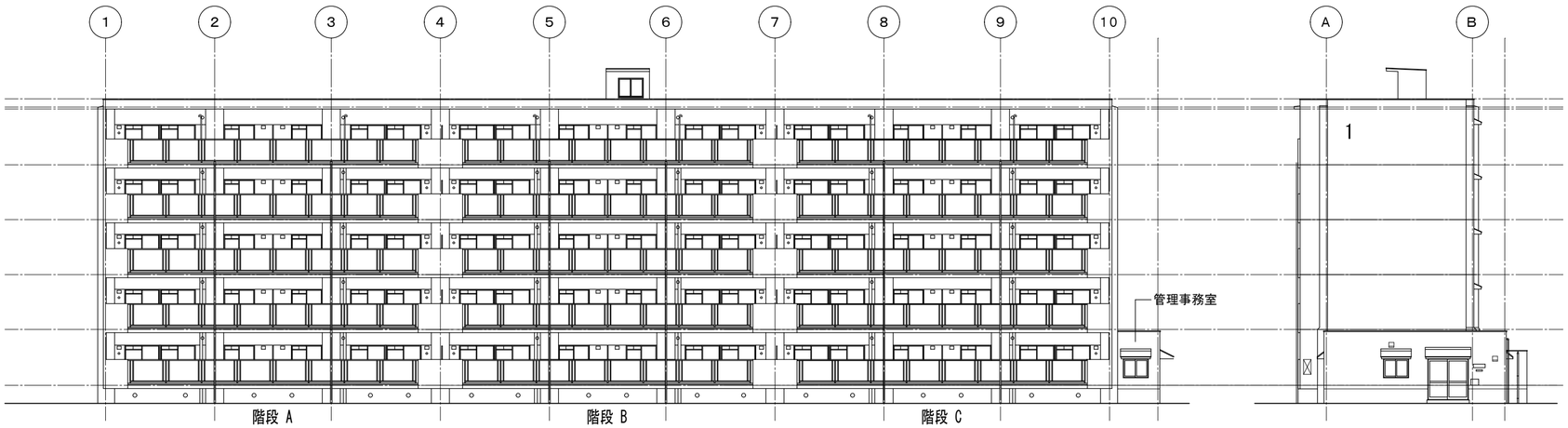


南側立面図　　S=1/200




東側立面図(１号棟)　S=1/200

北側立面図　　S=1/200

ハッチ部分:浴室の窓のピート取替




西側立面図　　S=1/200

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 承認 | 設計 | | | 縮　尺 1/200 | 工事名称　笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 |
| | | | | | | | 設計年月日 | 図面名称　１号棟立面図 |

No. A-04

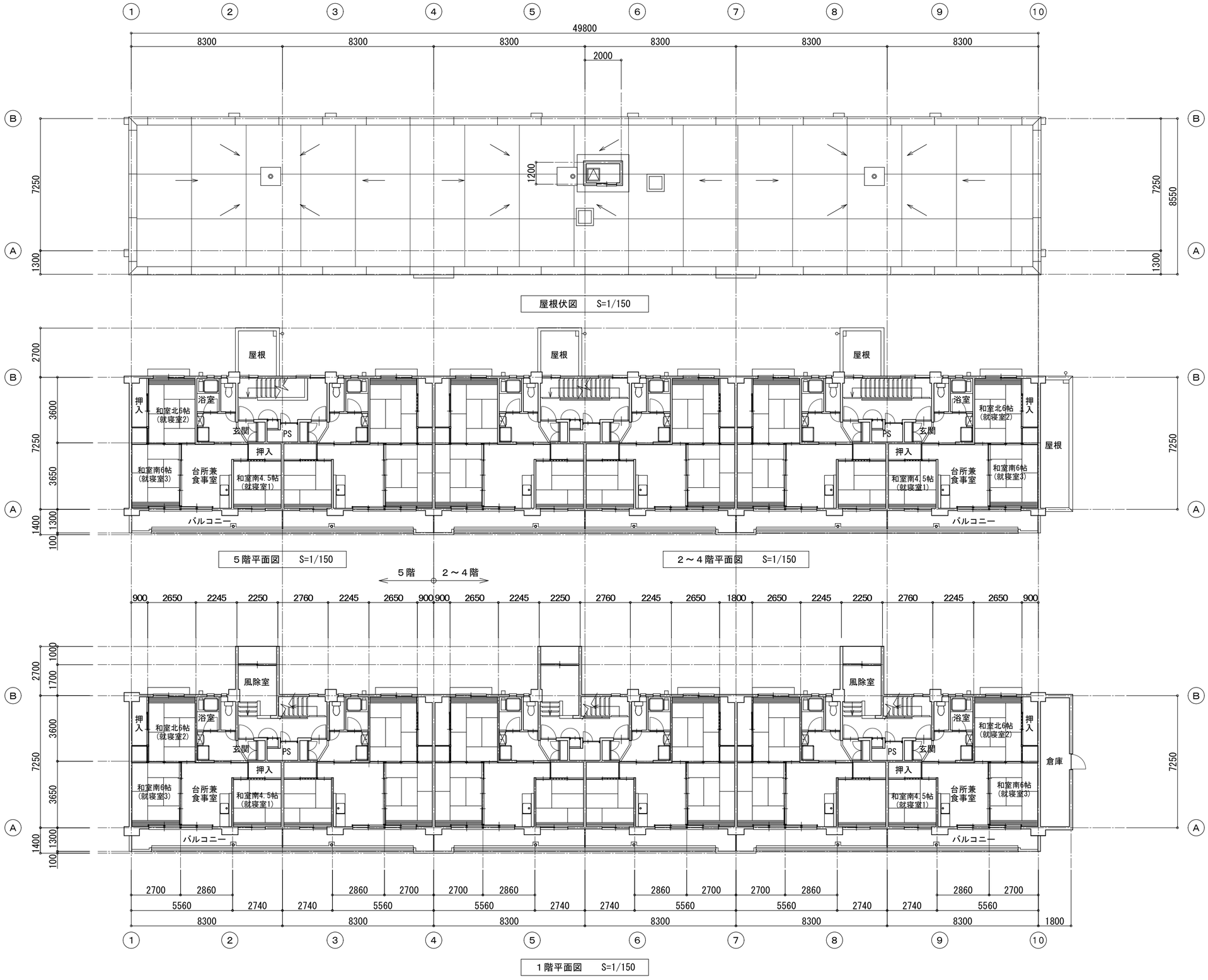


| | | | 承認 | 設計 | | | 縮尺 1/150 | 工事名称 笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 | No. A-05 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 設計年月日 | 図面名称 2号棟平面図 | |

# 2号棟(北棟)

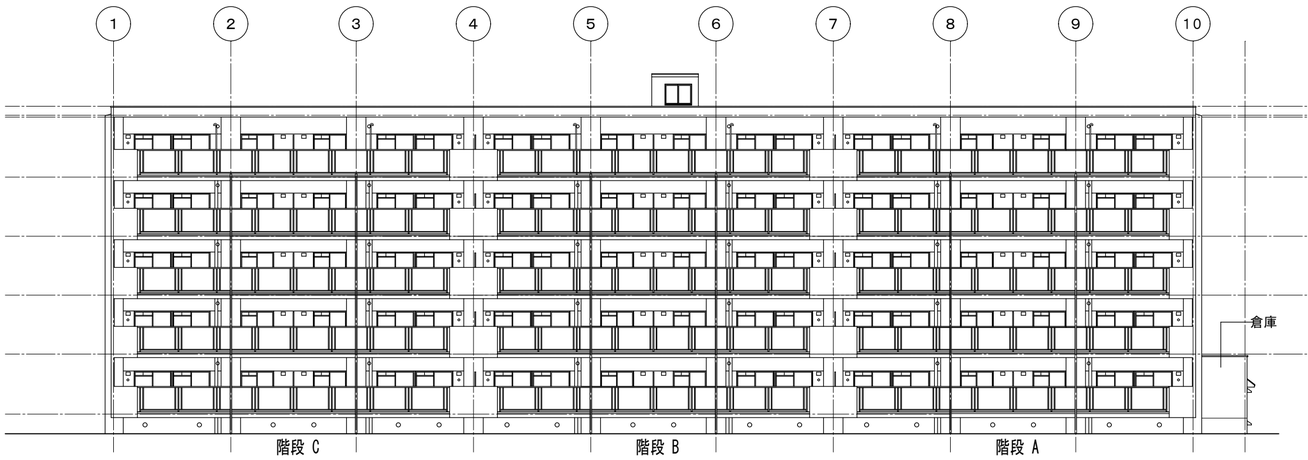


南側立面図　　S=1/200

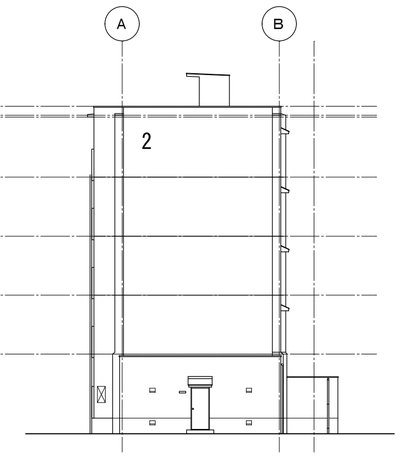


東側立面図(２号棟)　S=1/200

北側立面図　　S=1/200

ハッチ部分:浴室の窓のピート取替




西側立面図　　S=1/200

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 承認 | 設計 | | | 縮　尺 1/200 | 工事名称　笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 |
| | | | | | | | 設計年月日 | 図面名称　２号棟立面図 |

No. A-06

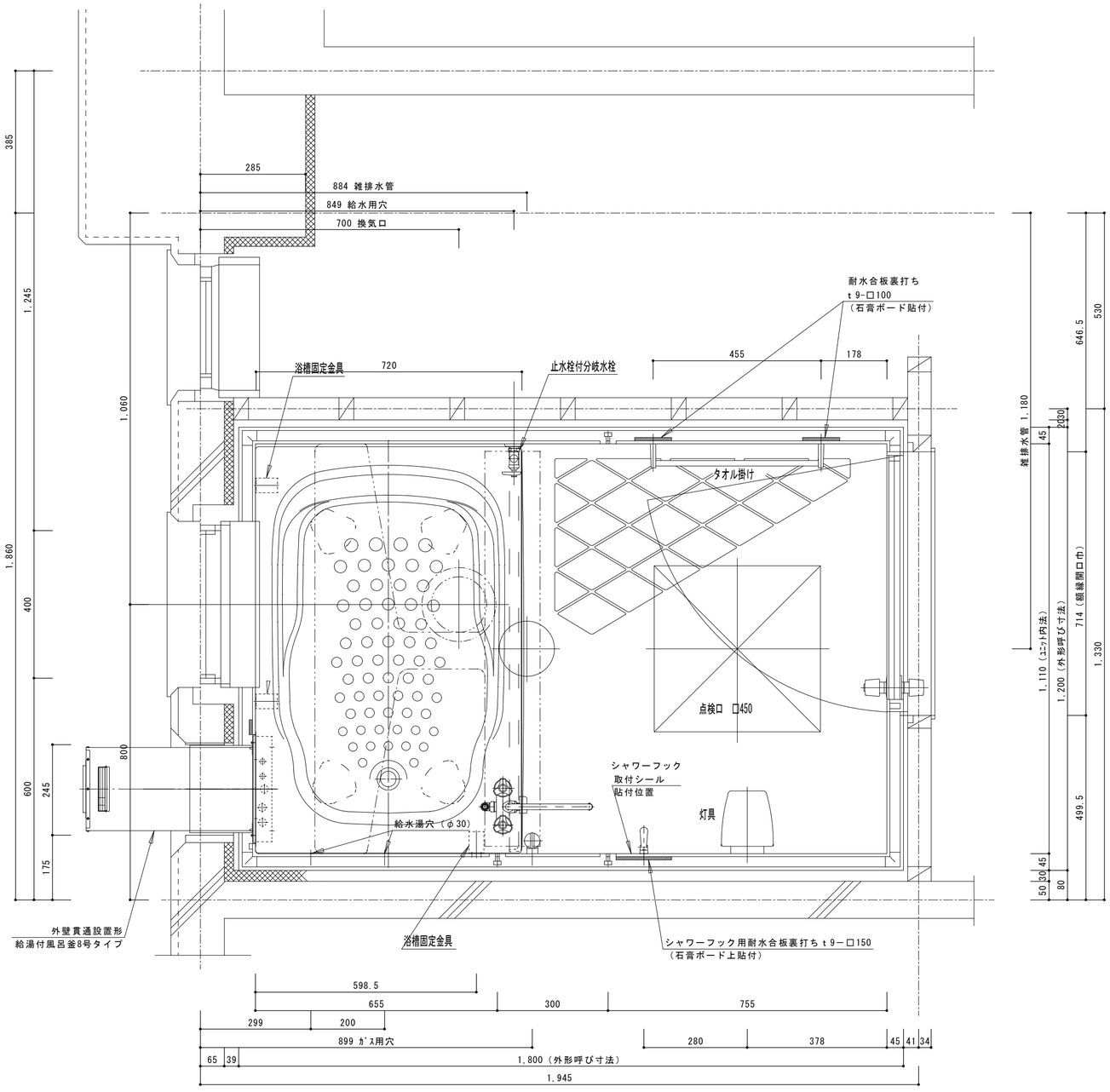


浴室器具取付詳細平面図

S=1/10

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 承認 | 設計 | | | 縮尺 1/10 | 工事名称 笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 |
| | | | | | | | 設計年月日 | 図面名称 浴室器具取付詳細平面図 |

No. A-07

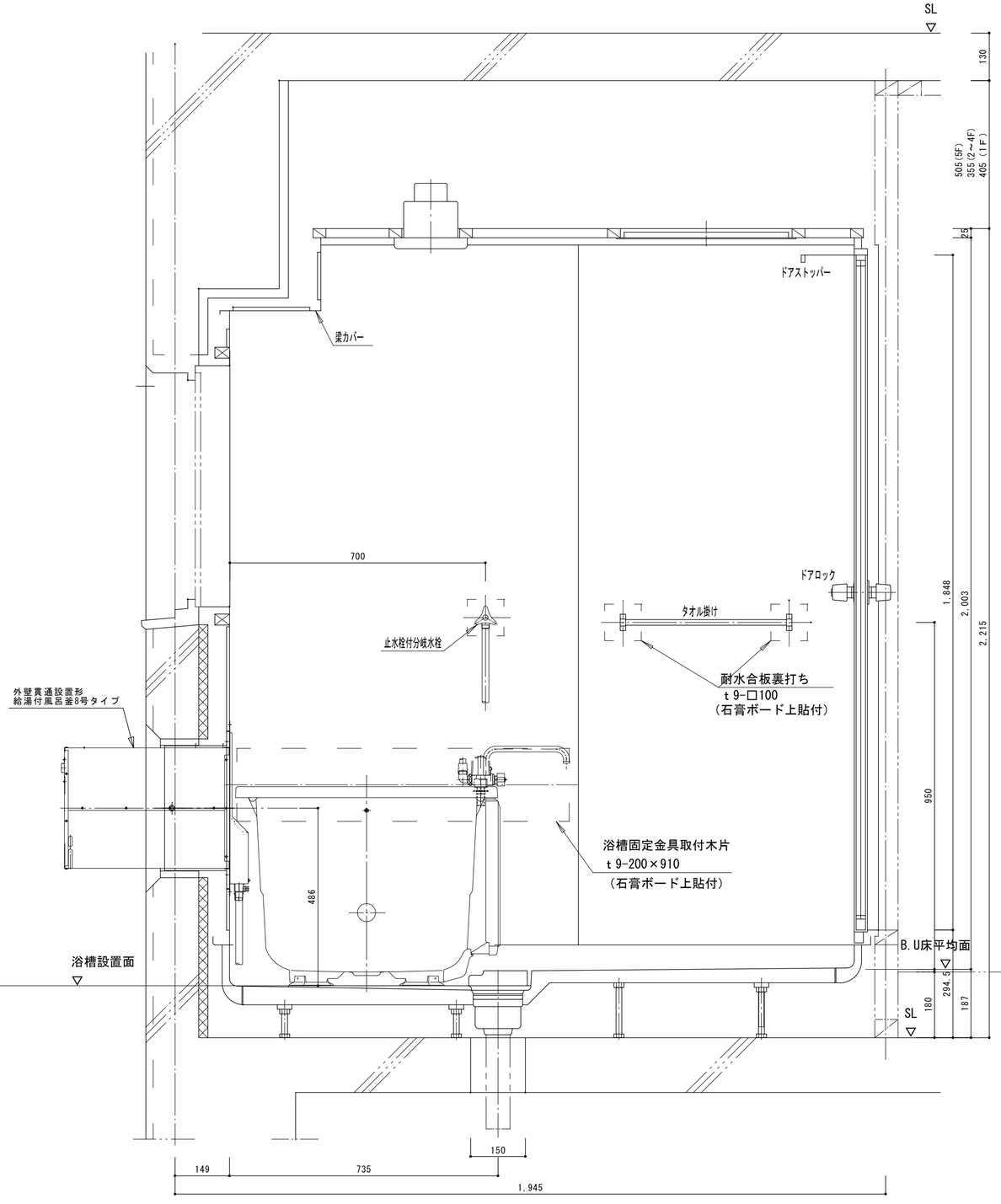


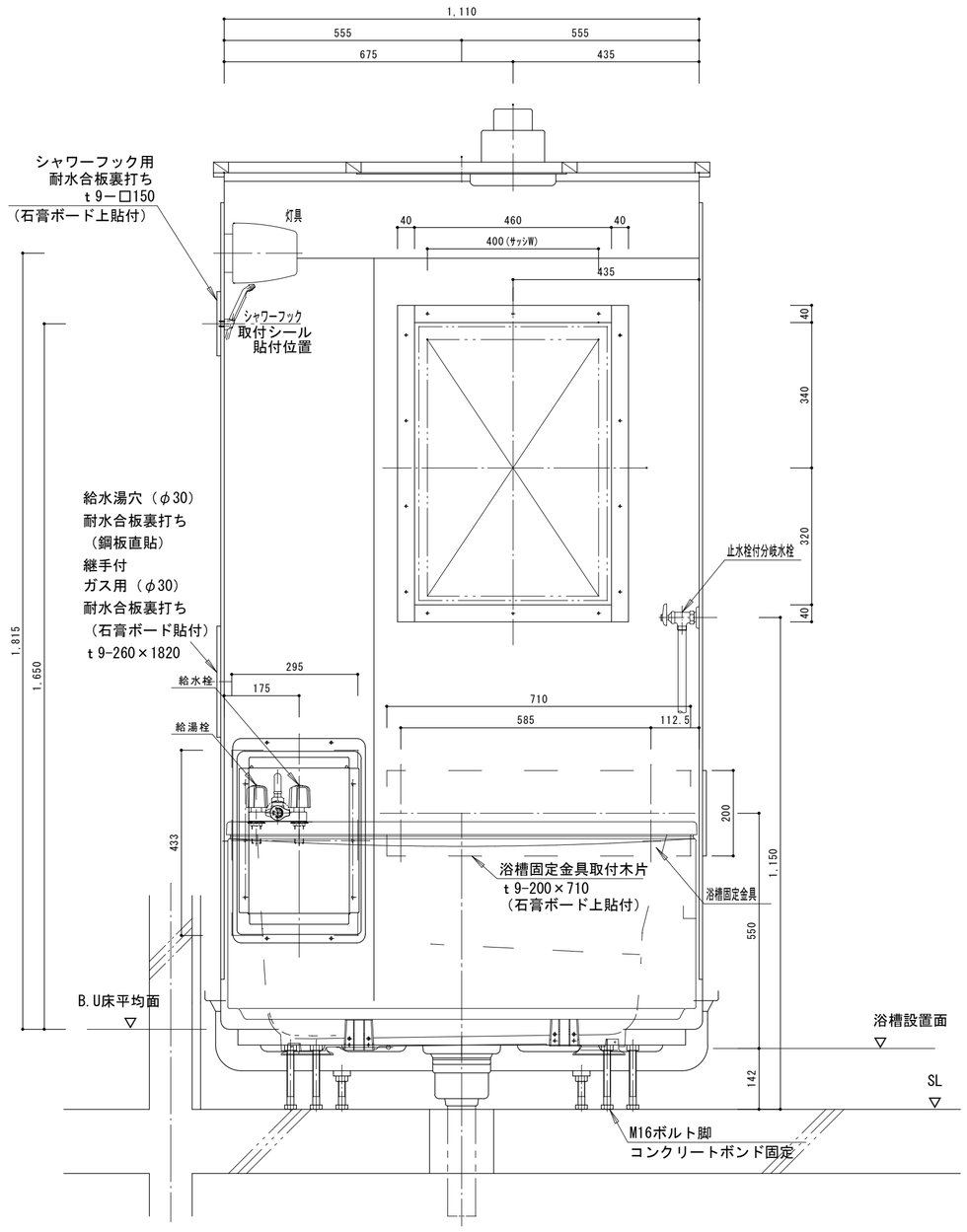


浴室器具取付詳細図

S=1/10

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 承認 | 設計 | | | 縮尺 1/10 | 工事名称 笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 |
| | | | | | | | 設計年月日 | 図面名称 浴室器具取付詳細図 |

No. A-08

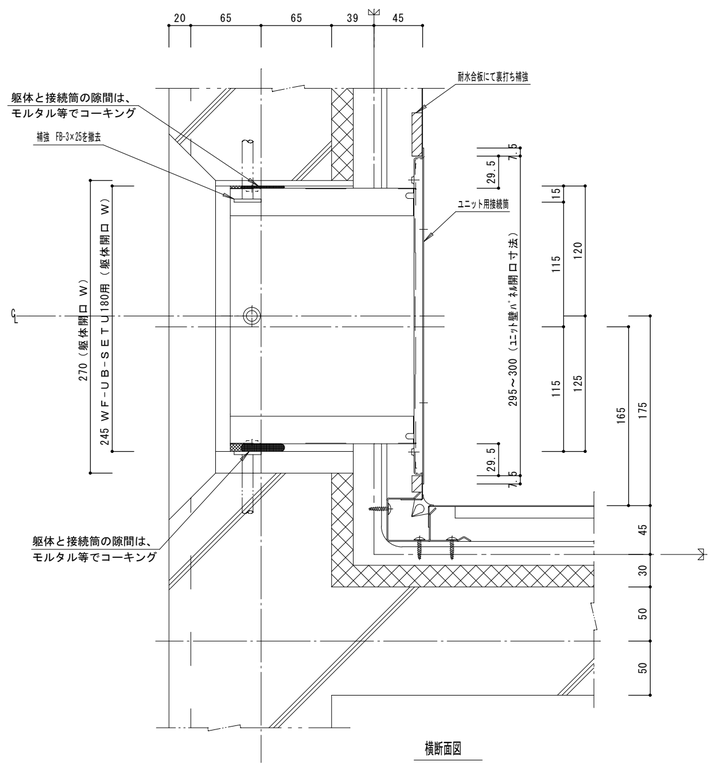


横断面図

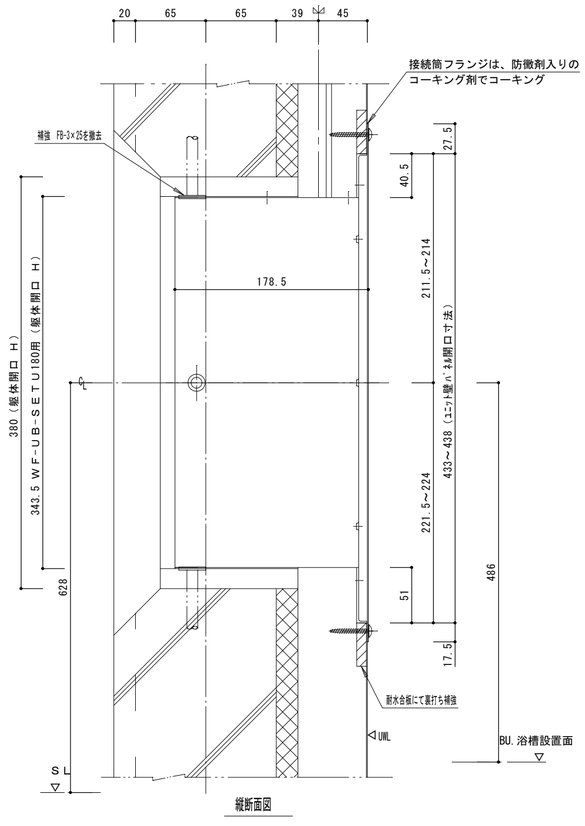


縦断面図

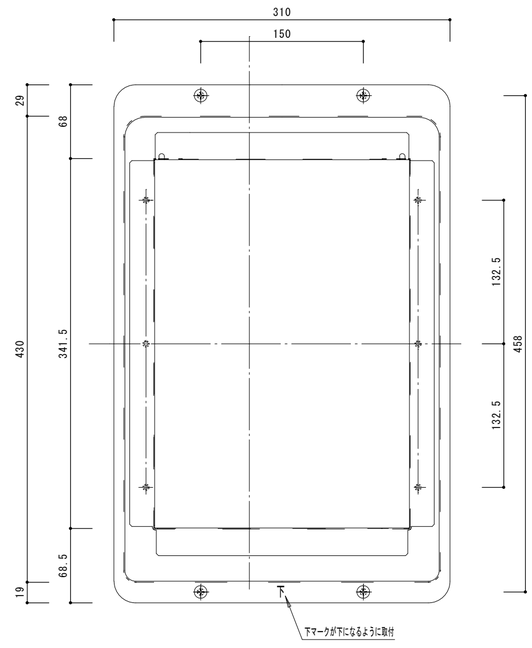


浴室ユニット用接続筒

# 外壁貫通設置形給湯付風呂釜ユニット用接続筒納り図

S-1/4

| | | | 承認 | 設計 | | | 縮尺 1/4 | 工事名称 笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 | No. A-09 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 設計年月日 | 図面名称 外壁貫通設置形給湯付風呂釜ユニット用接続筒納り図 | |

| | |
|---|---|
| ① | 中木撤去 |
| ② | 既存ブロック撤去 |
| ③ | 駐輪場及びコンクリート撤去 |
| ④ | 既存駐車場　白線撤去 |
| | |

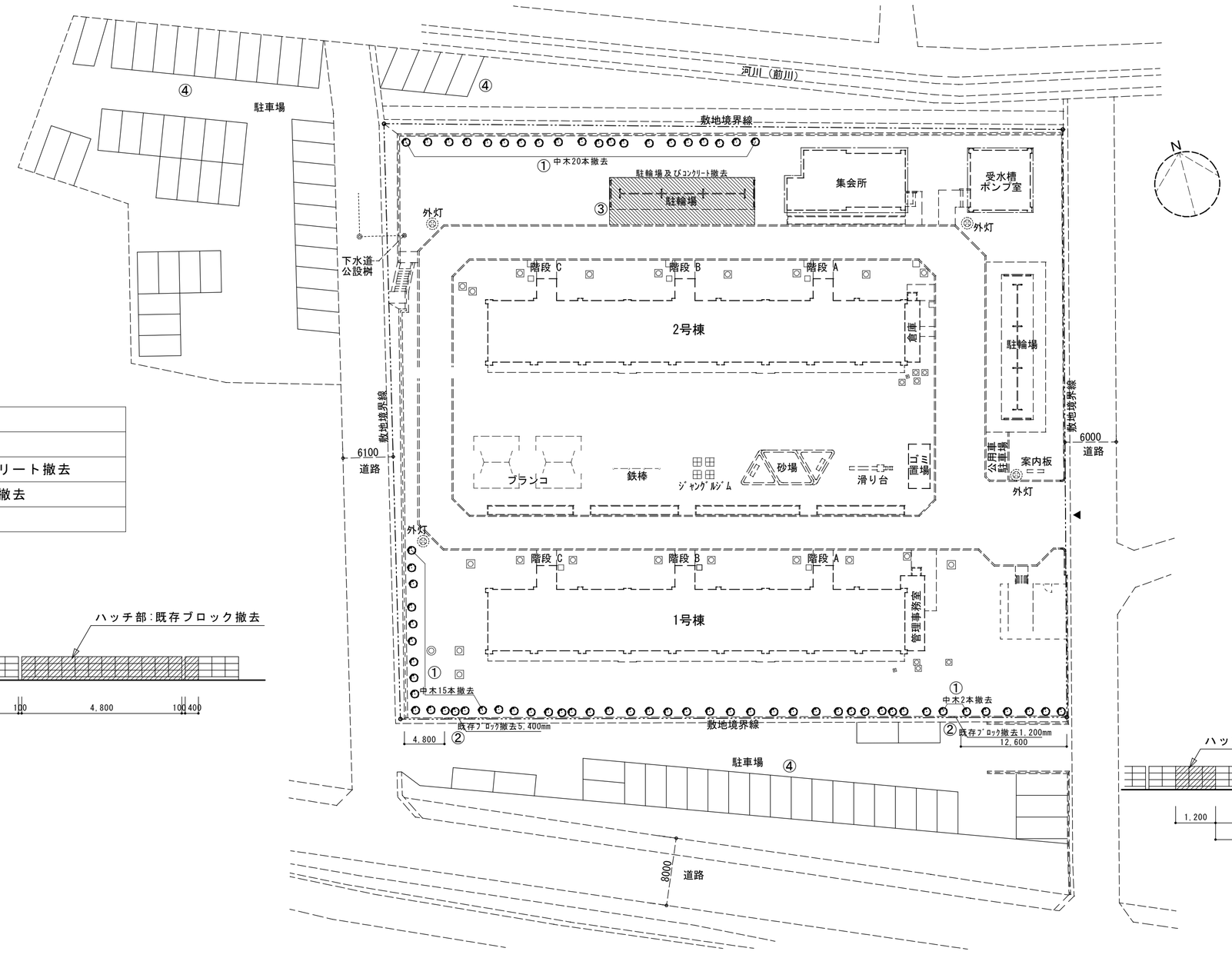


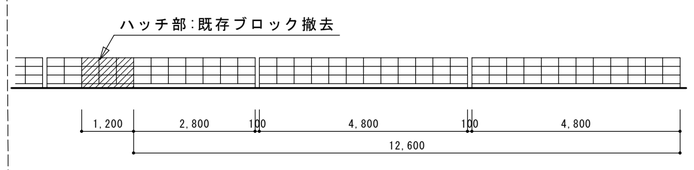


| | | | 承認 | 設計 | | | 縮　尺 | 工事名称 | 笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 | No. |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 1/400 | | | A-10 |
| | | | | | | | 設計年月日 | 図面名称 | 既存外構撤去図 | |

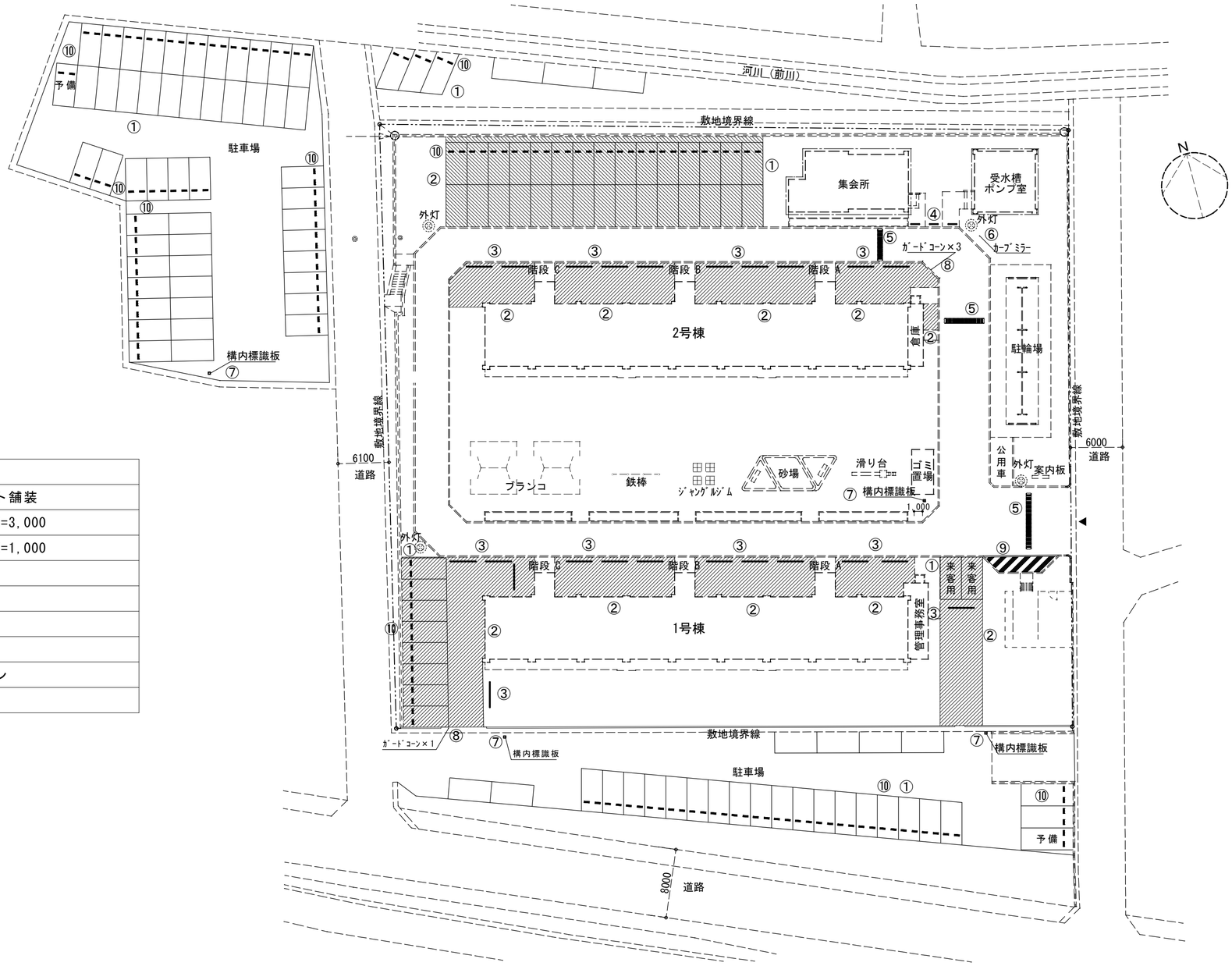


| | |
|---|---|
| ① | 駐車場白線引き |
| ② | 新規アスファルト舗装 |
| ③ | ポールガード　W=3,000 |
| ④ | ポールガード　W=1,000 |
| ⑤ | 自動車減速帯 |
| ⑥ | カーブミラー |
| ⑦ | 構内標識板 |
| ⑧ | ガードコーン |
| ⑨ | 新設ゼブラゾーン |
| ⑩ | 車止めブロック |

| | | | 承認 | 設計 | | | 縮　尺 1/400 | 工事名称　笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 | No. A-11 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 設計年月日 | 図面名称　新設外構図 | |

## ガードポール　アーチ型差込式鍵付き　W=1,000　S=1/30

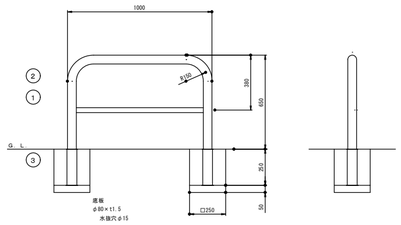


## ガードポール　アーチ型固定式　W=3,000　S=1/30

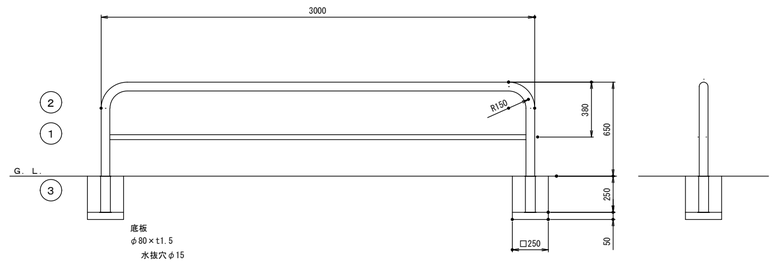


## 構内標識板　S=1/10

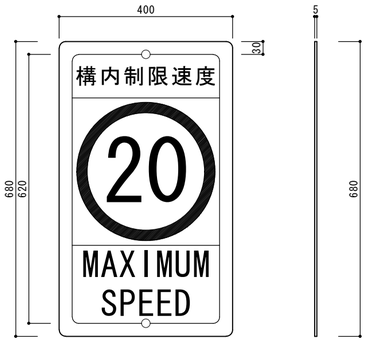


## 車輪止めブロック

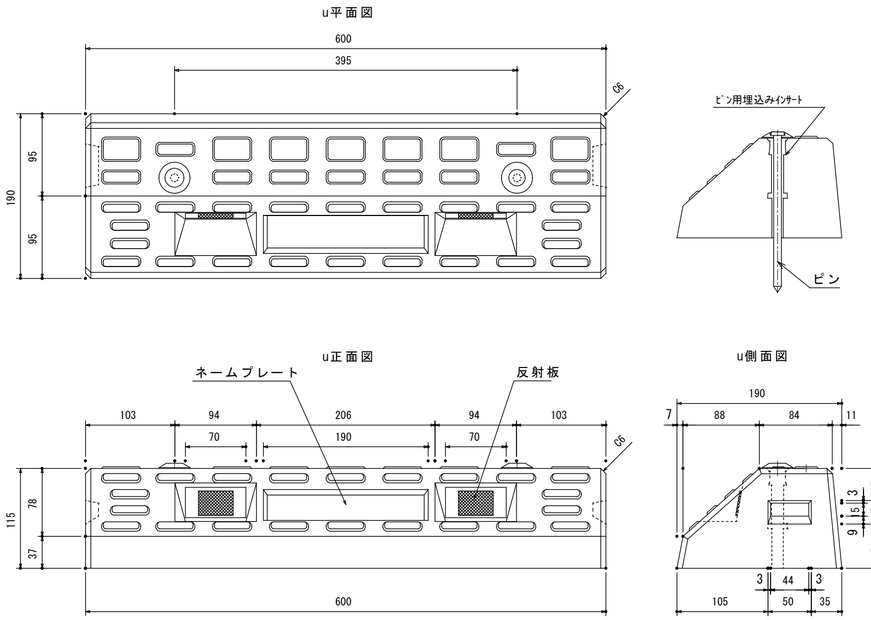


## ポールコーン　1/4・1/10

| 品番 | 品名 | 数量 | 材質 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | キャップ | 1 | 特殊ウレタン樹脂 | 赤色 |
| 2 | 本体 | 1 | 特殊ウレタン樹脂 | 赤色 |
| 3 | 反射材 | 4 | フレキシブルプリズム反射シート | 白色 |
| 4 | ベース部 | 1 | 特殊ウレタン樹脂 | 赤色 |
| 5 | 補強ポール | 1 | 特殊ウレタン樹脂 | ——— |
| 6 | 反射体 | - | ガラスビーズ | 白色 |
| 7 | 取付ボルト | 1 | ステンレス（M24×55） | ——— |
| 8 | スペーサー | 1 | 合成ゴム | ——— |
| 9 | 埋込アンカー | 1 | アルミニウム合金 | ——— |

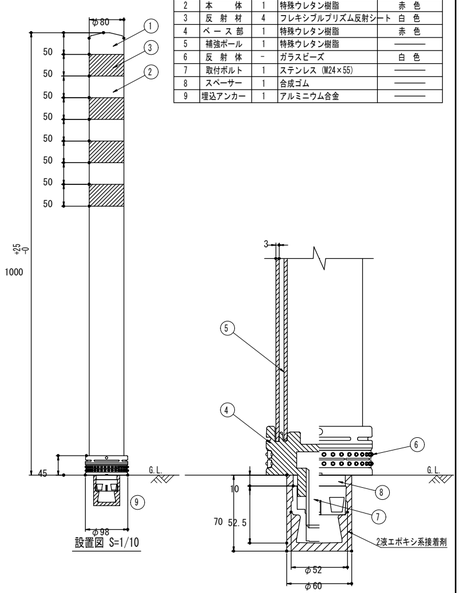


## 減速帯　1/10

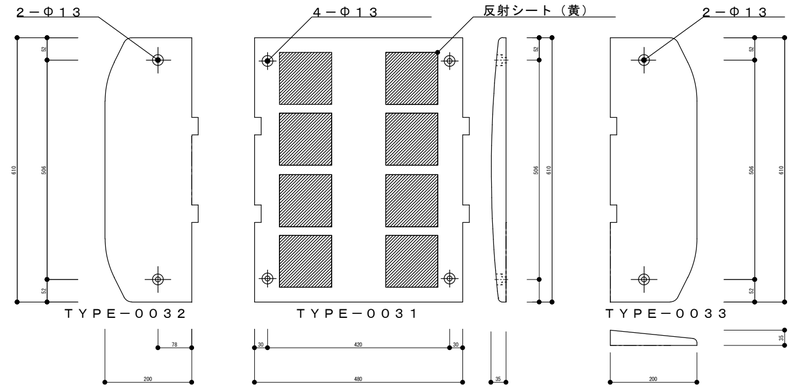


| 品番 | 名称 | 数量 | 材質 | 重量(kg) |
|---|---|---|---|---|
| TYPE－0031 | 減速帯　本体 | | 多硫化ゴム | 約9.5 |
| TYPE－0032 | 減速帯　端部A | | 多硫化ゴム | 約3.0 |
| TYPE－0033 | 減速帯　端部B | | 多硫化ゴム | 約3.0 |

## アスファルト舗装詳細図　S=1/30

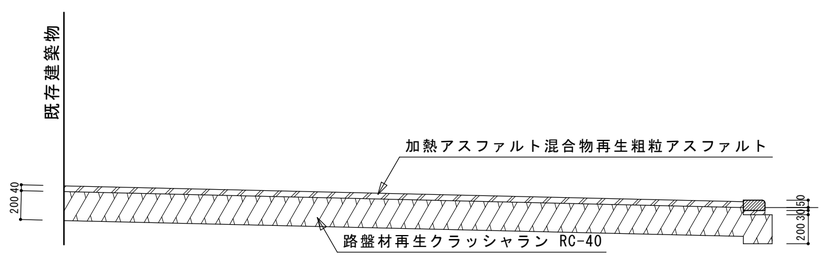


| 承認 | 設計 | | |
|---|---|---|---|
| | | | |

縮尺　1/4・1/5・1/10・1/30

設計年月日

工事名称　笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事

図面名称　部分詳細図

No. A-12

# 電気設備特記仕様書

平成　　年　　月（　）

仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　　笛吹市　八代町米倉１５４２－５

2．建物概要

| 建物名称 | 構造 | 階数 | 延べ面積（㎡） | 消防法施工令別表第一 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| １　号　棟 | ＲＣ造 | ５階建 | | | ３０戸 |
| ２　号　棟 | ＲＣ造 | ５階建 | | | ３０戸 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（（注）延面積は建築基準法による表記）

3．工事種目（　◎印を付けたものを適用する）

| 建物別及び屋外 ＼ 工事種目 | 工事種別 | | | | 屋外 |
|---|---|---|---|---|---|
| ◎　電灯設備 | 一式 | | | | |
| •　動力設備 | 一式 | | | | |
| •　電熱設備 | 一式 | | | | |
| •　避雷設備 | 一式 | | | | |
| •　受変電設備 | 一式 | | | | |
| •　静止形電源設備 | 一式 | | | | |
| •　発電設備 | 一式 | | | | |
| •　構内情報通信網設備 | 一式 | | | | |
| •　構内交換設備 | 一式 | | | | |
| •　情報表示設備 | 一式 | | | | |
| •　映像・音響設備 | 一式 | | | | |
| •　拡声設備 | 一式 | | | | |
| •　誘導支援設備 | 一式 | | | | |
| •　呼出し設備 | 一式 | | | | |
| •　テレビ共同受信設備 | 一式 | | | | |
| •　監視カメラ設備 | 一式 | | | | |
| •　駐車場管制設備 | 一式 | | | | |
| •　防犯・入退室管理設備 | 一式 | | | | |
| •　火災報知設備 | 一式 | | | | |
| •　中央監視制御設備 | 一式 | | | | |
| | | | | | |
| •　構内配電線路 | | | | | 一式 |
| •　構内通信線路 | | | | | 一式 |
| •　テレビ電波障害防除設備 | | | | | 一式 |
| | | | | | |

4．指定部分　　無•　　有（•　　）

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

（1）特記仕様及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部の建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成２５年版及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成２５年年版並びに公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）平成２５年版による。

（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。　なお、機械設備工事の工事仕様書は（　／　）図、建築工事の工事仕様書は（　／　）図による。

2．特記仕様

（1）項目は番号に○印の付いたものを適用する。

（2）特記事項において選択する事項は、○印のついたものを適用する。

| 項目 | 特記事項 |
|---|---|
| ① 機材等 | 本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、同等のものとする。ただしこれらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 |
| ② 電源周波数 | ◎ ５０Ｈｚ　　•６０Ｈｚ |
| ③ 電気工作物の種類 | ◎ 事業用電気工作物　　•一般用電気工作物 |
| ④ 電気工事士 | 契約電力５００ＫＷ以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 |
| ⑤ 工事用電力・水その他 | 本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他関係機関への諸手に要する費用は請負者の負担とする。 |
| ⑥ 監督員事務所 | ◎ 設けない　　•設ける |
| ⑦ 工事用仮設物 | すべて請負者の負担とする。<br>構内につくることが ◎ できる　•できない |
| ８　足場、さん橋類 | • 別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。<br>• 本工事で設置とする。<br>• 改修工事の場合は、改修共通仕様書第１編２．２．１によるほか下記による。<br>•内部仮設足場等（　• 種　•種）<br>•外部仮設足場等（　• 種　•種） |

| 項目 | 特記事項 |
|---|---|
| ⑨ 完成図等 | ◎ 完成図等をCADデータで提出する場合の保存形式および保存媒体は監督職員の指示による。<br>• 既存完成図（CADデータ）の修正を行う。 |
| ⑩ 工事写真 | 建設大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真の撮り方（改訂第２版）建築設備編」による。 |
| ⑪ 発生材の処理 | １）引渡しを要するもの<br>•有（　　）<br>２）引渡しを要するもの以外<br>◎ 構外搬出とし、搬出及びその処理費は本工事内とする。<br>３）特別管理産業廃棄物<br>•有（ＰＣＢ使用機器:　　）<br>ＰＣＢ使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引渡す。<br>４）再利用又は再資源化を図るもの<br>•有（　　） |
| １２　残土処理 | • 現場説明書による。<br>• 埋戻し後の建設残土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 |
| ⑬ 耐震施工 | 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針　２００５年版」（国土交通省国土技術政策研究所監修）により、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。<br>なお、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。<br>１）設計用水平地震力<br>設計用水平地震力は機器の重量に、次に示す設計用水平震度を乗じたものとする。<br>設計用水平震度 |

| 設置場所 | 耐震安全性の分類 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | • 特定の施設（甲類・乙類） | | • 一般の施設（乙類） | |
| | 重要機器・水槽 | 一般機器・水槽 | 重要機器・水槽 | 一般機器・水槽 |
| 上層階の天井以上 | ２．０<br>（２．０）<br>＜２．０＞ | １．５<br>（２．０）<br>＜１．５＞ | １．５<br>（２．０）<br>＜１．５＞ | １．０<br>（１．５）<br>＜１．０＞ |
| １階天井～上層階の床 | １．５<br>（１．５）<br>＜１．５＞ | １．０<br>（１．５）<br>＜１．０＞ | １．０<br>（１．５）<br>＜１．０＞ | ０．６<br>（１．０）<br>＜０．６＞ |
| １階の床以下 | １．０<br>（１．０）<br>＜１．５＞ | ０．６<br>（１．０）<br>＜１．０＞ | ０．６<br>（１．０）<br>＜１．０＞ | ０．４<br>（０．６）<br>＜０．６＞ |

（注）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
＜　＞内の数値は水槽類に適用する。

重要機器
• 配電盤　• 自家発電装置　• 交流無停電電源装置　• 直流電源装置
• 交換機　• 火災報知受信機　• 中央監視装置

上層階の定義は次による。
６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建ての場合は上層３階、１３階以上の場合は上層４階とする。

２）設計用鉛直地震力
設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

| | |
|---|---|
| １４　電線本数管路など | 分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配線経路は、電線太さ、電線本数及び管経等は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。<br>また、機械室等の床配線は図面上ＰＦ管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。 |
| １５　呼び線 | 長さ１ｍ以上の入線しない電線管には、電線太さ１．２㎜以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 |
| １６　金属製電線管の塗装 | 下記の露出配管は塗装を行う。<br>• 屋外　　•屋内（　　） |
| １７　蛍光灯器具 | 蛍光灯器具（誘導灯は除く。）の安定器の回路方式、電圧は図面に記載なき場合は次による。 |

| 種別 | 蛍光灯の種類 | 回路方式 | 電圧 |
|---|---|---|---|
| 埋形 | | ＰＴ | １００Ｖ |
| 直管形 | １５形以下 | ＧＬ | １００Ｖ |
| | ２０形　防雨形器具、防湿形器具及び電池内蔵形非常用照明器具 | ＧＬ | １００Ｖ |
| | ２０形　上記以外のもの | ＧＨ | １００Ｖ |
| | ３０形 | ＧＨ | １００Ｖ |
| | ４０形及び１１０形 | ＲＨ | Ｖ |
| コンパクト形 | ２７ワット以下 | ＥＬ | １００Ｖ |
| | ３６ワット以下 | ＰＮ | １００Ｖ |
| Ｈｆ形 | 図面に記載のない場合 | ＰＨ | Ｖ |
| | | | |

| | |
|---|---|
| １８　非常用の照明装置の照度測定箇所数 | 測定数　　箇所以上 |
| １９　電磁開閉器用押しボタン | 遠方操作用押しボタンは、連用形とする。 |
| ２０　コンセント | 図面に特記なき場合は、コンセント２Ｐ１５Ａ（接地極付）は、プラグ不要とする。 |
| ２１　ﾊｲﾃｨｼｮﾝｱｳﾄﾚｯﾄ | • 外部固定　• 内部固定　• 上下動形 |
| ２２　フロアベース | フロアベースは、水平高低調整機能付（空転防止リング付）とする。 |
| ２３　プレートの材質 | フラッシュプレート　　金属製　　樹脂製<br>フロアプレート　　鋳金製　　アルミ合金製 |

| 項目 | 特記事項 |
|---|---|
| ２４　ﾛｰﾃｰｼｮﾝｱｳﾄﾚｯﾄ | 一般用　　個 |
| ２５　保安器用接地 | • 本工事　• 別途 |
| ２６　地中線の埋設標 | 構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。<br>• 鉄製（　　箇所）　• コンクリート製（　　箇所） |
| ２７　天井仕上げ表示 | 図面において、室名に（　　）を付したものは直天井の、それ以外は二重天井の室を示す。 |
| ２８　接地極 | 接地極の材料は下記による。なお、接地棒ＥＢ（１４φ）の長さは１５００㎜以上とし、１０φ、１４φは、Ｗ＝４０としてよい。 |

| • 接地の種類 | 記号 | 接地抵抗値 | 接地極 |
|---|---|---|---|
| • 共同接地 | ＥＡ,Ｄ | Ω以下 | ＥＢ（１４φ）×３連－　組 |
| • 共同接地 | ＥＡ,Ｃ,Ｄ | Ω以下 | ＥＢ（１４φ）×３連－　組 |
| • Ａ種接地 | ＥＡ | １０Ω以下 | ＥＢ（１４φ）×３連－２組 |
| • Ｂ種接地 | ＥＢ | ３０Ω以下 | ＥＢ（１４φ）×３連－２組 |
| • Ｄ種接地 | ＥＤ | １００Ω以下 | ＥＢ（１０φ）×１（Ｌ＝１５００㎜） |
| • Ｃ種接地 | ＥＣ | Ω以下 | ＥＢ（１４φ）×３連－　組 |
| • 高圧避雷器 | ＥＬＨ | １０Ω以下 | ＥＢ（１４φ）×３連－２組 |
| • 低圧避雷器 | ＥＬＬ | １０Ω以下 | ＥＢ（１４φ）×３連－２組 |
| • 避雷設備 | ＥＬ | １０Ω以下 | ＥＢ（１４φ）×３連－　組 |
| • 交換機用 | Ｅｔ | Ω以下 | ＥＢ（１４φ）×３連－　組 |
| • 通信用 | ＥＡｔ | １０Ω以下 | ＥＢ（１４φ）×３連－２組 |
| • 通信用 | ＥＣｔ | １００Ω以下 | ＥＢ（１０φ）×１（Ｌ＝１５００㎜） |
| • 測定用 | Ｅｏ | | ＥＢ（１０φ）×１（Ｌ＝１０００㎜） |

| | |
|---|---|
| ２９　取付高さ | 壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。 |

| 名称 | 測点 | 取付高［㎜］ |
|---|---|---|
| ブラケット（一般） | 床上～中心 | 2,100 |
| 〃　（踊場） | 〃 | 2,500 |
| 〃　（鏡上） | 鏡上端～中心 | 150 |
| 避難口誘導灯 | 床上～下端 | 1,500以上 |
| 廊下通路誘導灯 | 床上～上端 | 1,000以下 |
| スイッチ（一般） | 床上～中心 | 1,300 |
| 〃　（身体障害者用） | 〃 | 1,100 |
| ｺﾝｾﾝﾄ,電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ,直列ﾕﾆｯﾄ（一般） | 〃 | 300 |
| 〃　（和室） | 〃 | 150 |
| 〃　（台上） | 台上～中心 | 150 |
| コンセント（車庫） | 床上～中心 | 800 |
| 引込開閉器箱（低圧） | 床上～上端 | 1,500 |
| 分電盤,制御盤,実験盤 | 床上～中心 | 1,500（上端1,900以下） |
| 開閉器箱 | 〃 | 1,500 |
| 電磁開閉器用押しボタン | 〃 | 1,300 |
| 接地用端子箱 | 地上,床上～中心 | 500 |
| 避雷接地用端子箱 | 床上～下端 | 800 |
| 接地極埋設標 | 地上～中心 | 600 |
| 給油ボックス | 地上～給油口 | 1,000 |
| 室内端子盤（廊下・室内） | 床上～下端 | 300 |
| 中間端子盤（ＥＰＳ・電気室） | 床上～中心 | 1,500 |
| 親時計 | 〃 | 1,500（上端1,900以下） |
| 子時計,スピーカ | 〃 | （天井高）×０．９ |
| アッテネーター | 〃 | 1,300 |
| 出退表示盤 | 〃 | （天井高）×０．９ |
| 発信器（出退表示用） | 〃 | 1,300 |
| インターホン | 〃 | 1,500 |
| 身体障害者用インターホン子機 | 〃 | 1,100 |
| 呼出ボタン（身体障害者用） | 〃 | 900 |
| 復帰ボタン（　〃　） | 〃 | 1,800 |
| 廊下表示灯（　〃　） | 〃 | 2,000 |
| テレビ機器収容箱 | 〃 | 1,800 |
| 火報受信機（複合盤） | 床上～操作部 | 800～1,500 |
| 副受信機 | 床上～中心 | 1,500 |
| 自動報機器収容箱 | 〃 | 800～1,500 |
| 発信機 | 〃 | 800～1,500 |
| 警報ベル | 〃 | （天井高）×０．９ |
| 表示灯 | 〃 | （天井高）×０．８ |
| 連動制御器（自動閉鎖） | 〃 | 1,500 |
| ガス漏れ検知器（ＬＰガス） | 〃 | 300 |
| 〃　（都市ガス） | 天井面～中心 | （天井面）－200 |
| | | |

（備考）（天井高）×０．９及び（天井高）×０．８は天井高が2500～3000mmの場合に適用する。

| | |
|---|---|
| ３０　施工図等の取扱い | 施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 |
| ３１　他工事又は他工種との取合い | 工事区分表（平成　　年版）による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。 |
| ３２　施工調査 | • 施工計画調査<br>調査項目（　　）<br>調査範囲（　／　）図による<br>調査方法（　／　）図による<br>• 事前調査<br>調査項目（　　）<br>調査範囲（　／　）図による<br>調査方法（　／　）図による |
| ３３　仮設備 | 仮設備項目（・　　・　　・　　）<br>仮設備期間（・　　・　　・　　） |
| ３４　養生 | 調査範囲（　／　）図による<br>調査方法（　／　）図による |

| 項目 | 特記事項 |
|---|---|
| ３５　電線類 | ＥＭ電線等で規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料により構成されているものとし、次の記号、仕様による。 |

| 記号 | 仕様 |
|---|---|
| ＥＭ－ＥＢＴ | ＥＢＴ（電子ボタンケーブル）に準じ、シースにＪＣＳ規格によるＥＭケーブルの耐熱性ポリエチレンを用いたもの |
| ＥＭ－ＵＴＰ | ＪＩＳ Ｘ 5150(UTP)に準じ、シースにJCS規格によるEMケーブルの耐熱性ポチエチレンを用いたもの |
| ＥＭ－ＣＥＥ－Ｓ | ＪＩＳ Ｘ 4258 Ｄ(制御用ケーブル(逆へい付))に準じ、絶縁材及びｼｰｽにJCS規格によるEMケーブルの耐熱性ポリエチレンを用いたもの |
| ＥＭ－ＭＥＥ－Ｓ | JCS 271(MVVS)に準じ、シースにJCS規格によるEMケーブルの耐熱性ポリエチレンを用いたもの |
| | |

設備機材等指定表（電気の部）

（１）（社）公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督職員に提出するものとする。

（２）使用する機材が設備機材等指定表による製造業者等のものである場合は、共通仕様書第１編第１章第４節１．４．１（ｂ）の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することが出来る。
ただし、共通仕様書に規定される製作図、試験成績書等は除く。

（３）製造業者等は５０音順とし、「株式会社」等の記載は（株）と省略した。

| 品目 | 機材名 | 適用範囲 | 製造業者等名 |
|---|---|---|---|
| | | | 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価による。 |

| 承認 | 設計 | | | 縮尺 | 工事名称　笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 | No. E-01 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 設計年月日 | 図面名称　電気設備特記仕様書 | |

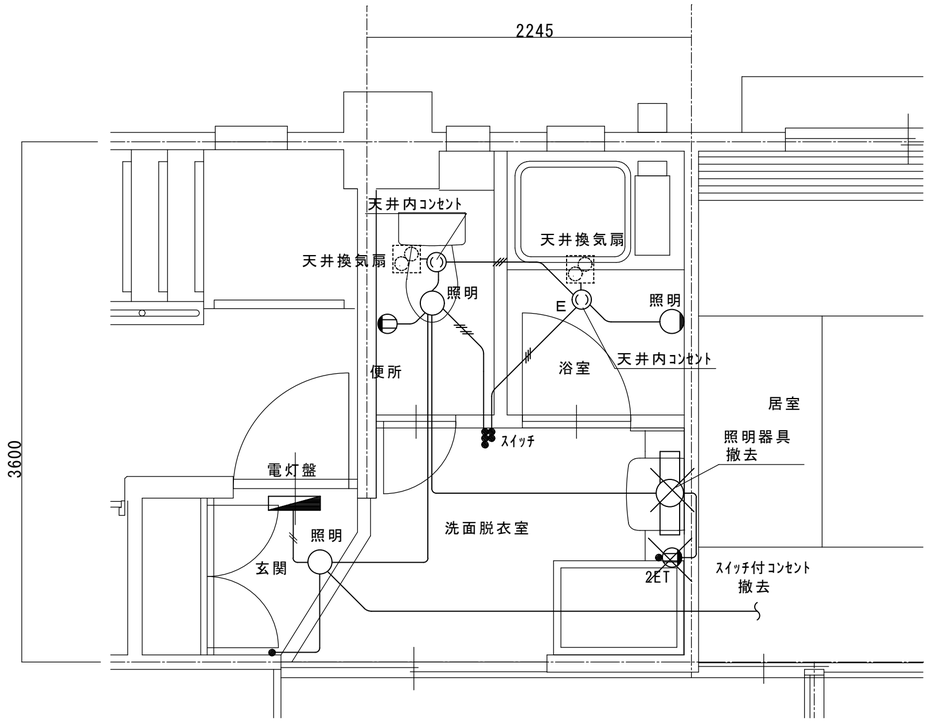


改修前平面詳細図　１／３０

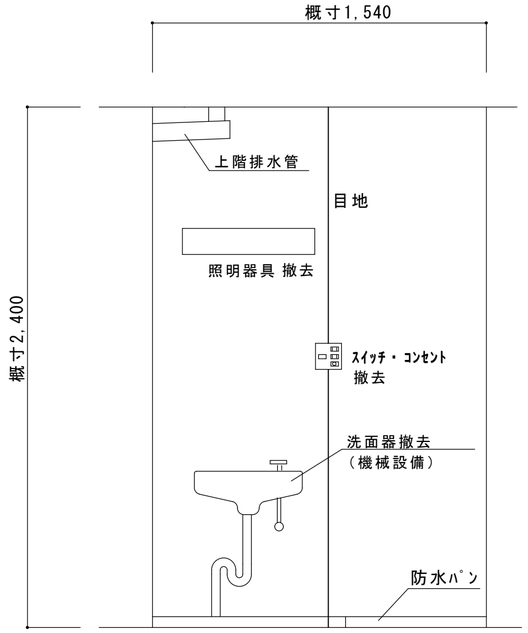


改修前洗面所立面図　１／２０

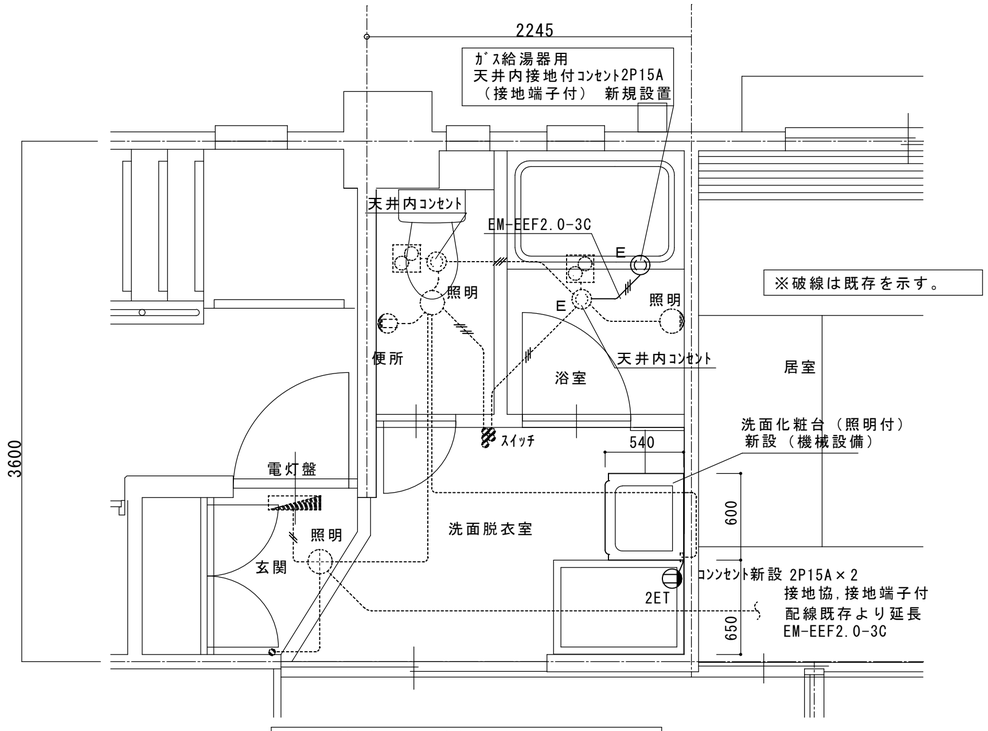


改修後平面詳細図　１／３０

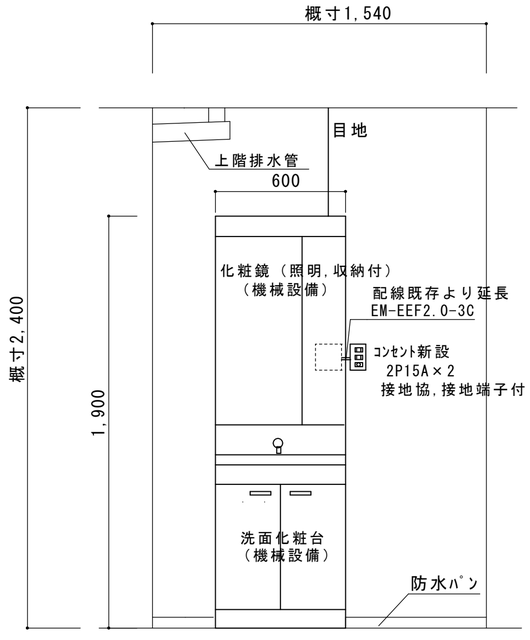


改修後洗面所立面図　１／２０

（注記）
１号棟　３０室
２号棟　３０室
合計　　６０室

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 承認 | 設計 | | | 縮尺 A2=1/30・1/20 | 工事名称　笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 |
| | | | | | | | 設計年月日 | 図面名称　浴室・洗面詳細図 |

No. E-02

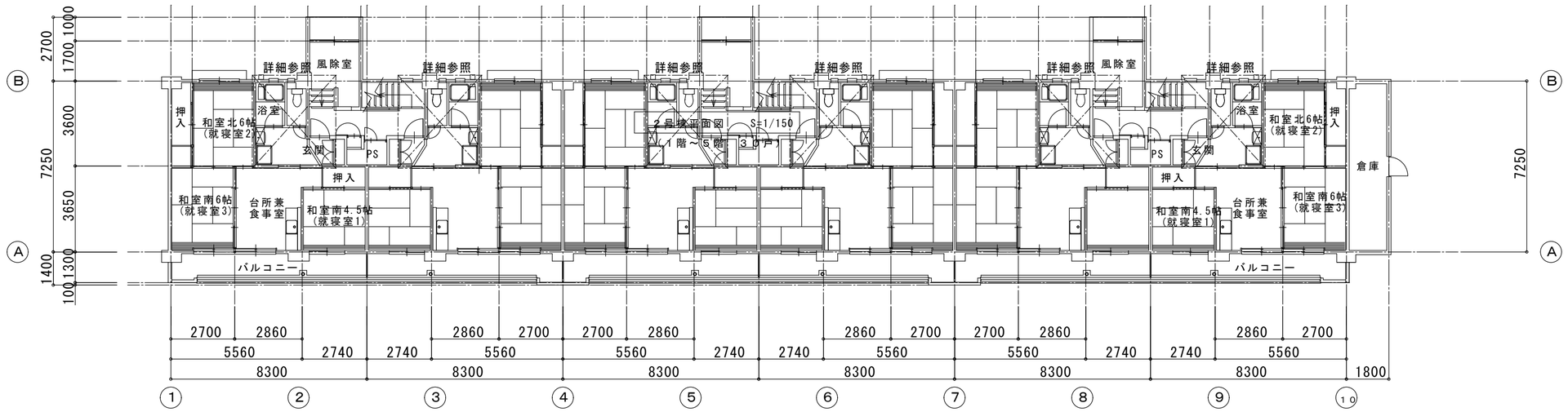


2号棟平面図　S=1/150

（1階～5階　30戸）

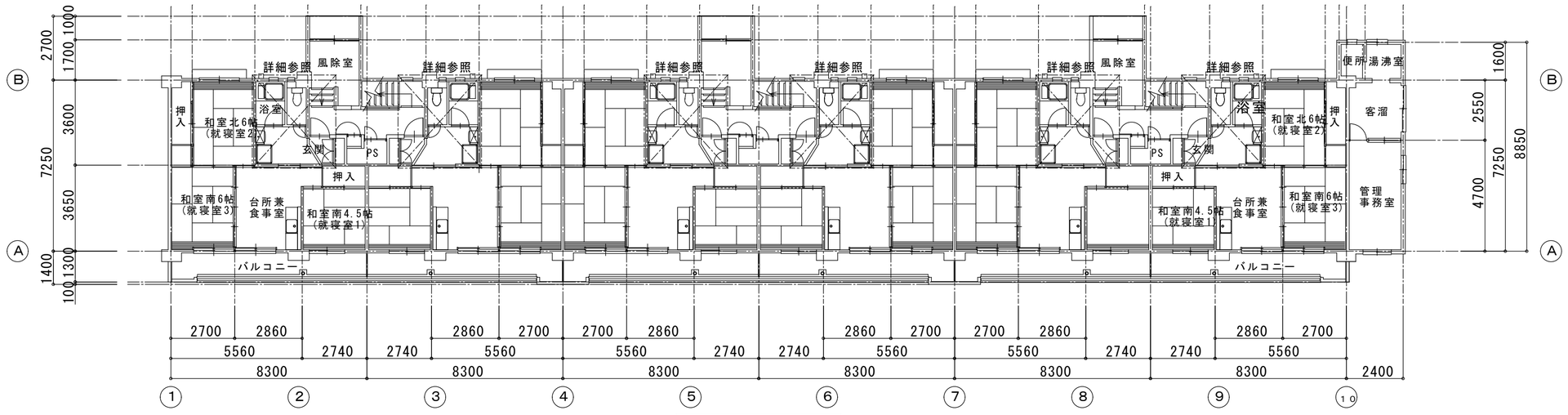


1号棟平面図　S=1/150

（1階～5階　30戸）

| | | | 承認 | 設計 | | | 縮尺 A2=1/150 | 工事名称 笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 | No. E-03 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 設計年月日 | 図面名称 1号棟2号棟平面図 | |

平成　　年　　月（全　　枚）

# 機械設備特記仕様書

1. 工　事　概　要

1. 工事場所　　笛吹市　八代町米倉１５４２－５

2. 建物概要

| 建　物　名　称 | 構　造 | 階　　数 | 延 べ 面 積 ($m^2$) | 消防法施行令別 表 第 一 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| １　号　棟 | ＲＣ 造 | ５階建 | | | ３０戸 |
| ２　号　棟 | ＲＣ 造 | ５階建 | | | ３０戸 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（備考中の特定の施設、一般の施設とは耐震安全性の分類を示す。）

3. 工事種目（●印を付けたものを適用する）

| 建物別及び屋外 ＼ 工　事　種　目 | 工事種別 | | | |
|---|---|---|---|---|
| ○ 空気調和設備 | 一式 | | | |
| ○ 換気設備 | 一式 | | | |
| ○ 排煙設備 | 一式 | | | |
| ○ 自動制御設備 | 一式 | | | |
| ● 衛生器具設備 | 一式 | | | |
| ● 給水設備 | 一式 | | | |
| ○ 排水設備 | 一式 | | | |
| ● 給湯設備 | 一式 | | | |
| ○ 消火設備 | 一式 | | | |
| ○ 厨房設備 | 一式 | | | |
| ● ガス設備 | 一式 | | | |
| ○ 排水処理設備 | 一式 | | | |
| ○ | | | | |
| ○ | | | | |
| ○ | | | | |

4. 指定部分　　○無　　○有（　　工期：平成　　年　　月　　日）

5. 設備概要

2. 工　事　仕　様

1. 共通仕様

（１）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成25年版）」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成25年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成25年版）」（以下、「標準図」という。）による。

（２）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、電気設備工事の工事仕様は、（　／　）図、建築工事の工事仕様は（　／　）図による。

2. 特記仕様

章、項目、特記事項共に●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

| 章 | 項　　目 | 特　　記　　事　　項 |
|---|---|---|
| ●一般共通事項 | ● 機材等 | （１）本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。<br>（２）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、その判断の基準、配慮事項を満たすものとする。<br>（３）化学物質を発散する建築材料等<br>本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。<br>１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。<br>２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。<br>３）接着剤はフタル酸ジ−n−ブチル及びフタル酸ジ−2−エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。<br>４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。<br>５）上記１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。<br>なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは発散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。<br>また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 |

| ホルムアルデヒドの放散量 | 該当する建築材料 |
|---|---|
| 規制対象外 | ①JIS及びJASのF☆☆☆規格品<br>②建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品<br>③下記表示のあるJAS規格品<br>a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用<br>b. 接着剤等不使用<br>c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用<br>d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用<br>e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用<br>f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 |
| 第　三　種 | ①JIS及びJASのF☆☆規格品<br>②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品<br>③旧JISのEo規格品<br>④旧JISのFco規格品 |

| | | |
|---|---|---|
| ○ 室内空気中の化学物質の濃度測定 | 現場説明書による。 | |
| ● 機材の品質・性能証明 | 設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関（（社）公共建築協会　他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受ける。 | |
| ● 主任技術者等 | 下記資格を証明する資料を監督職員に提出する。<br>○資格の区分1）<br>（イ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者<br>（ロ）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門に合格した者<br>○資格の区分2）<br>（イ）技術検定のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 | |
| ○ 電気保安技術者 | 工事現場において電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。<br>・要　　・不要 | |
| ○ 技能士の適用 | ○配管施工（配管工事）　　○建築板金施工（ダクト製作および取付け）<br>○熱絶縁施工（保温工事）　　○冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の裁付） | |
| ○ 監督員事務所 | ○設けない　　○設ける | |
| ● 工事用電力・水・その他 | この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて請負者の負担とする。 | |
| ● 工事用仮設物 | 構内につくることが　●できる　○できない | |
| ● 足場・さん橋類 | ●別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。<br>○本工事で設置とする。<br>○改修標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。<br>○内部仮設足場等（○　　種　○　　種）<br>○外部仮設足場等（○　　種　○　　種） | |
| ○ 建設発生土の処理 | ○埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 | |
| ○ 埋め戻し土・盛土 | ○根切り土の中の良質土　　○外面被覆を施した配管は山砂の類 | |
| ● 工事写真・完成図等 | ●完成図の原図サイズは、原則として$A2$とする。<br>●完成図のCADデータ（電子媒体CD−R）を1部提出する。 | |
| ○ 運転操作説明板 | 系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を書いたアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは、約　　$m^2$とする。 | |
| ● 機材の承認図 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課営繕技術管理室監修の機械設備工事機材承認図様式集（最新版）によるほか、監督職員の指示による。 | |
| ● 総合調整 | ●本工事（調整項目は下記のものとする。）<br>○風量調整　　●水量調整　　○室内外空気の温湿度の測定　　○騒音の測定<br>○別途とする。 | |
| ● 電源周波数 | ●50Hz　　○60Hz | |
| ● 容量等の表示 | （1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。<br>（2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。 | |
| ● 耐震措置 | 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針　2005版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。<br>1）設計用水平地震力<br>機器の重量［kg f］に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。<br>設計用標準水平震度 | |

| 設置場所 | 機器種別 | ・ 特定の施設 | | ・ 一般の施設 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 重要機器 | 一般機器 | 重要機器 | 一般機器 |
| 上層階<br>屋上及び塔屋 | 機器 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 防振支持の機器 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.5 |
| | 水槽類（※1） | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| 中間階 | 機器 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 防振支持の機器 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 水槽類（※1） | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| 地下・1階 | 機器 | 1.0 | 0.6 | 0.6 | 0.4 |
| | 防振支持の機器 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 水槽類（※1） | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |

【備考】　（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器は次のものを示す。
○給水装置　　○排水装置　　○換気機器　　○空調機器　　○熱源機器
○防災設備　　○監視制御設備　　○危険物貯蔵装置
○火を使用する設備　　○避難経路上に設置する機器　　○

上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。

2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

| | |
|---|---|
| ○ 配管 | 溶接部の非破壊検査　　○要（　　） |
| ○ 絶縁フランジ | 取付け箇所は図示による。 |
| ○ 地中埋設標等 | （1）地中埋設標　　○要（図示の箇所）　　○不要<br>（2）埋設表示用テープ　○要（排水管を除く）　○不要 |
| ● 保温 | ●屋外露出部（●給水管 ○消火管 ○膨張管 ○ドレン管 ○　　○弁類を含む）は防凍保温を行う。　仕様は標準仕様書第2編3.1.4及び3．1.5とする。厚さは配管の呼び径25以下のものは50mm、呼び径32以上のものは40mmとする。<br>●共同溝、床下ピットの保温は（標準仕様書第2編の施工箇所　　）を適用する。<br>○多湿箇所は下記の場所とする。（天井内共多湿箇所とする。）<br>（○浴室（ユニットは除く）　○脱衣室　○　　○　　）<br>○屋内露出（○実験室　○　　）の保温外装は（○アルミガラスクロス　○　　）とする。<br>下記の金属電線管は塗装を行なう。<br>●屋外露出　　○（　　）の屋内露出<br>下記の保温を施さない亜鉛めっきを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。<br>○倉庫　　○ |
| ● 塗装 | |
| ○ はつり | 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、ダイヤモンドカッターを用いる。 |
| ○ 電線類<br>天井仕上区分 | 電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編2.4.1表4.2.12による。<br>（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。 |
| ○ 吊り及び支持金物 | （○槽内　○　　）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。 |
| ○ 施工調査 | ○下記によるほか、改修標準仕様書第1編1.5.1及び1.5.2による。<br>事前調査<br>調査項目　　○<br>調査範囲　　○図示　　○<br>調査方法　　○図示　　○ |
| ● 試験 | （1）各種配管の試験は、新設配管に適用する。<br>（2）新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。 |

## ○ 空気調和設備

○ 設計用温湿度

| | 外　気 | | 屋内 一般系統 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 温度(DB) | 湿度(RH) | 温度(DB) | 湿度(RH) | 温度(DB) | 湿度(RH) | 温度(DB) | 湿度(RH) |
| 夏期 | ℃ | % | ℃ | % | ℃ | % | ℃ | % |
| 冬期 | ℃ | % | ℃ | % | ℃ | % | ℃ | % |

| | |
|---|---|
| ○ 振動絶縁継手 | 伸縮継手、排除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。 |
| ○ ダクト | ○低圧ダクト（○コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分）　○アングルフランジ工法）とする。<br>○高圧1ダクト（適用範囲は図示による。）とする。<br>○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様は別図による。 |
| ○ 風量測定口 | 取り付け箇所は図示による。 |
| ○ チャンバー | （1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。<br>（2）空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。<br>（3）ガラリに直接取り付けるチャンバー類は雨水の滞留のないように施工する。 |
| ○ ダンパー | （1）防煙ダンパー　　復帰方式（○遠隔　○　　）<br>定格入力はDC24V、0.7A以下とする。<br>（2）ピストンダンパー　復帰方式（○遠隔　○　　） |
| ○ 配管材料 | （1）冷温水管　　○　　（7）ｴﾁﾚﾝ冷媒管　○　被覆銅管<br>（2）冷却水管　　○　　（8）ｴﾁﾚﾝﾄﾞﾚﾝ管　○　硬質塩化ビニール管　ＶＰ<br>（3）油管　　○<br>（4）蒸気管　給気管　○<br>還　管　○<br>（5）高温水管　○<br>（6）膨張管、空気抜き管　○<br>ドレン管及び膨張タンクよりボイラ等への補給水管 |
| ○ 弁類 | JIS又はJV　（○5K　　○10K（図示部分））<br>50A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。<br>○鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。<br>○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。 |
| ○ 温度計 | 取り付け箇所は図示による。 |
| ○ 圧力計 | 取り付け箇所は図示による。 |
| ○ 瞬間流量計 | コック付とし、取り付け箇所は図示による。 |
| ○ 油面制御装置 | 制御盤には（○給油ポンプ制御　●満油警報　○遠隔警報　○電磁弁制御　○逐油ポンプ制御<br>○減油警報　○　　）の端子を設ける。なおフロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。 |
| ○ 保温及び消音内貼り | ○還りダクトの保温　範囲は（○　　○　　）<br>○外気ダクトの保温　範囲は（○　　○　　）<br>○膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。<br>○建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。<br>○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。<br>○冷媒管の外装の種別は（○図示による　○　　） |

## ○ 換気設備

| | |
|---|---|
| ○ ダクト | ○低圧ダクト（○コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分）　○アングルフランジ工法）とする。　　スパイラルダクト<br>○高圧1ダクト（適用範囲は図示による。）<br>○厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。 |
| ○ 風量測定口 | 取り付け箇所は図示による。 |
| ○ ダンパー | 空気調和設備の当該項目による。 |
| ○ 排気ダクトのシール | 浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統<br>空気調和設備の当該項目による。 |
| ○ チャンバー | |
| ○ 保温 | ○給気用のダクト（保温の厚さ25mm、範囲は図示による）<br>（○厨房　○湯沸室　　）用の隠ぺい部ダクト（仕様はｈ・（イ）・㈵）とし、範囲は図示による。 |

## ○ 排煙設備

| | |
|---|---|
| ○ ダクト | ○亜鉛鉄板　○ |
| ○ 排煙口の形式 | ○図示による |
| ○ 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式） | ○ワイヤー式　○電気式（遠隔操作　○不要　○要） |
| ○ 排煙風量測定 | 建築設備定期検査業務指導書（日本建築設備安全センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。 |

## ○ 自動制御関係設備

| | |
|---|---|
| ○ 構成その他 | 図示による。 |
| ○ 電気計装工事の配線 | 使用する電線類はEM電線とし、規格は標準仕様書第4編表4.2.12の使用する電線類の規格による。<br>（機器、盤類は除く）<br>屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。<br>天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。 |

## ● 衛生器具設備

| | |
|---|---|
| ○ 衛生器具付属水栓 | 水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。 |
| ○ 和風大便器耐火カバー | ○設ける（ピット内は除く）　　○設けない |
| ○ 洗面器 | 手洗器は止水栓付とする。 |
| ○ 標記板 | ○取り付け箇所　（○大便器　○小便器）　材　質（○　　） |
| ○ 小便器自動洗浄装置 | 小便器自動洗浄装置及び組込み小便器の洗浄水量は4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量を制御できるものとする。 |
| ○ 洋風大便器 | 洗浄水量が6L/回以下のものとする。（但し和風便器は10L／回以下） |
| ○ 衛生器具ユニット | ユニットの配管材料は、別図衛生器具ユニットの仕様表による。 |

## ● 給水設備

| | |
|---|---|
| ● 配管材料 | （1）給水引込管（直結部分）水道事業者の指定による（○　　）<br>（2）浴室内配管　　●　保温付架橋ポリエチレン管<br>（3）その他の一般配管　○ |
| ●水栓 | ○台所流し用の水栓は泡沫式とする。<br>○水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。<br>（○ただし、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。） |
| ○ 量水器 | ○親メーター（○貸与品　○　　）　○子メーター（○買い取り　○　　） |
| ○ 量水器桝 | ○水道事業者指定品（○貸与品　○買い取り）　○標準図MC形 |
| ● 弁類 | JIS又はJV　●水道直結部分（●10K　○　　）<br>○その他の部分（○ 5K　○　　） |
| | ○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。 |
| ● 管の埋設深さ | 管の上端より原則として、一般敷地は（　60 cm　凍結深度）以上とする。 |
| ○ 水栓柱 | ○合成樹脂製　○アルミニウム合金製　○人造石とぎ出し製　○ステンレス製 |
| ○ 建物導入部配管 | 標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の（○ (a)　○ (b)　○ (c)）による。 |
| ○ 引込納付金等 | ○要（○別途工事　○本工事）　　○不要 |

## ○ 給湯設備

| | |
|---|---|
| ○ 配管材料 | ● 保温付架橋ポリエチレン管<br>JIS又はJV　（○5K　　○10K　（図示部分））<br>○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。 |
| ○ 弁類 | |

## ○ 消火設備

| | |
|---|---|
| ○ 配管材料 | （1）屋内消火栓　　一般 ○<br>地中 ○<br>（2）連結送水管　　一般 ○<br>地中 ○<br>（3）　　○ |
| ○ 保温 | 屋外露出配管は標準仕様書第2編3.1.5.3ｂ・（ハ）・Ⅴによる保温を行う。<br>ただし、防凍保温は共通事項による。 |
| ○ 建物導入部配管 | 標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）○ (a)　○ (b)　○ (c) による。 |

## ○ 厨房設備

| | |
|---|---|
| ○ システム | ○ドライシステム　○ |
| ○ 厨房用熱源 | 図示による。 |
| ○ 機器の機能等 | 図示による。 |

## ● ガス設備

| | |
|---|---|
| ● ガス種別 | ○都市ガス（供給者名：　　発熱量　　MJ/m³）<br>●液化石油ガス |
| ● 配管材料 | 都市ガス　　ガス事業者の供給規定による。<br>液化石油ガス　（1）一般　　配管用炭素鋼鋼管<br>（2）地中 |
| ○ 充てん容器 | 別途（○50kg　○　　○　　）×　本 |
| ○ 集合装置 | 標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による　　本組。 |
| ○ 転倒防止等 | 標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（○ (a)　○ (b)）による。 |
| ○ メーター | ○親メーター（○貸与品　○　　）　○子メーター（○買い取り　○　　） |
| ○ ガス漏れ警報器 | ○本工事（図示による）　○別途工事　　） |
| ○ 漏洩検知装置 | ○要　○不要 |
| ○ 電気防食 | ○要　○不要 |
| ○ 引込負担金等 | ○要（○別途工事　○本工事）　○不要 |

## ○ 排水処理設備

| | |
|---|---|
| ○ 設備方式 | ○排水再利用　○厨房除害　○浄化槽 |
| ○ 仕様等 | 図示による。 |

## ○ 搬出工事

| | |
|---|---|
| ○ 搬出内容 | ○搬出内容は図示による。<br>○ |
| ○ 発生材の処理 | ○引き渡しを要するものは、金属類（○機器　○ダクト　○配管　○その他の金物）、（○　　○　　○　　○　　）とする。<br>○特別管理産業廃棄物は　（○　　○　　○　　○　　）とする。<br>○再生資源化を図るものは（○　　○　　○　　○　　）とする。<br>○引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とし、搬出費及び処分費は本工事とする。 |

| 承認 | 設計 | | | 縮　尺 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 設計年月日 |

工事名称　笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事

図面名称　機械設備特記仕様書

No. M-01

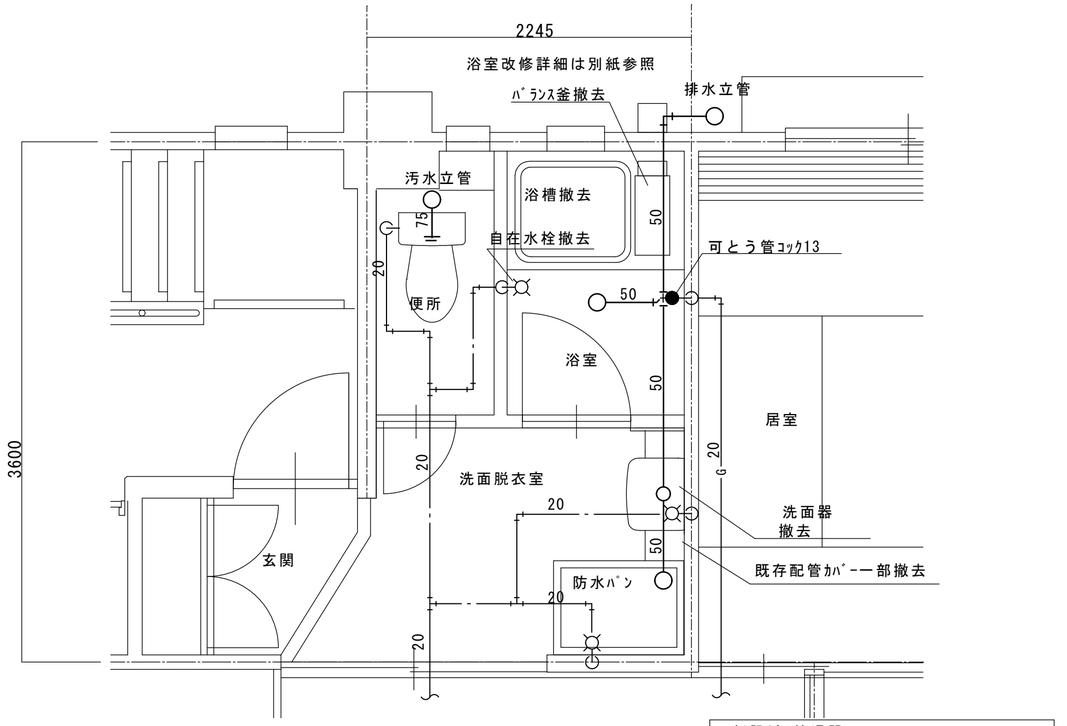


改修前平面詳細図　１／３０

新設ｶﾞｽ給湯器
外壁貫通設置型給湯付風呂釜
8.5号ｵｰﾄﾀｲﾌﾟ（WF806SA相当）
給湯18.5KW,風呂12.0KW,電源100V64W
電源ｺｰﾄﾞ（漏電ﾌﾞﾚｰｶｰ付）,風呂ﾘﾓｺﾝ,
循環金具,循環ﾊﾟｲﾌﾟ他一式

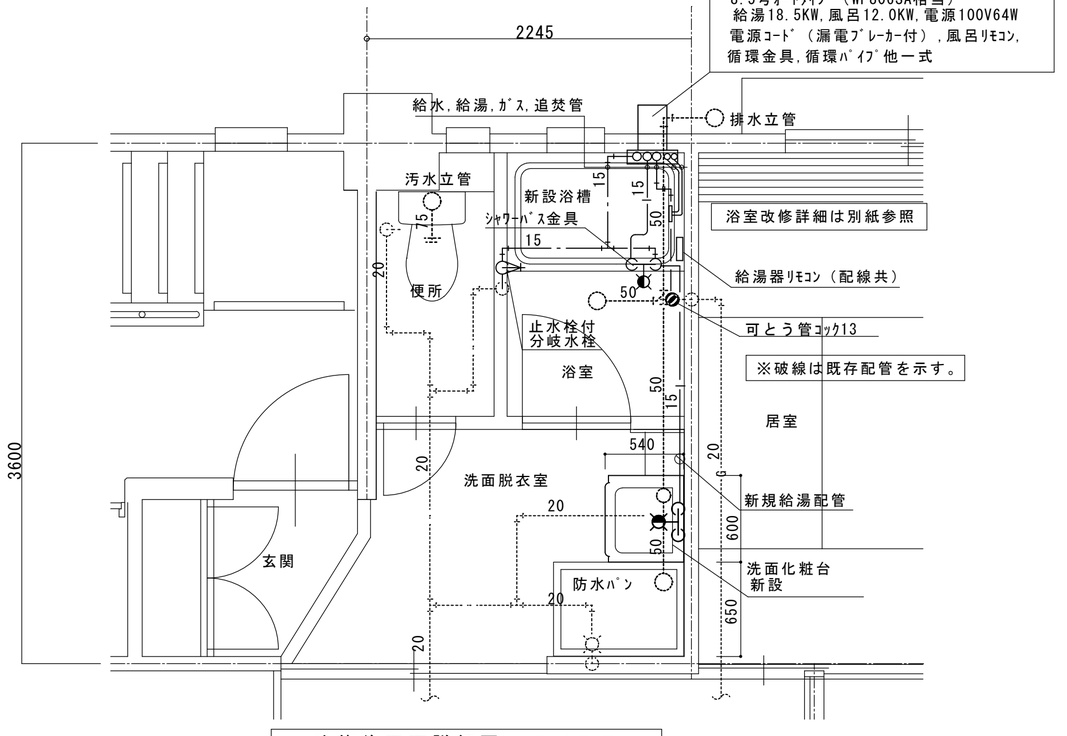


改修後平面詳細図　１／３０

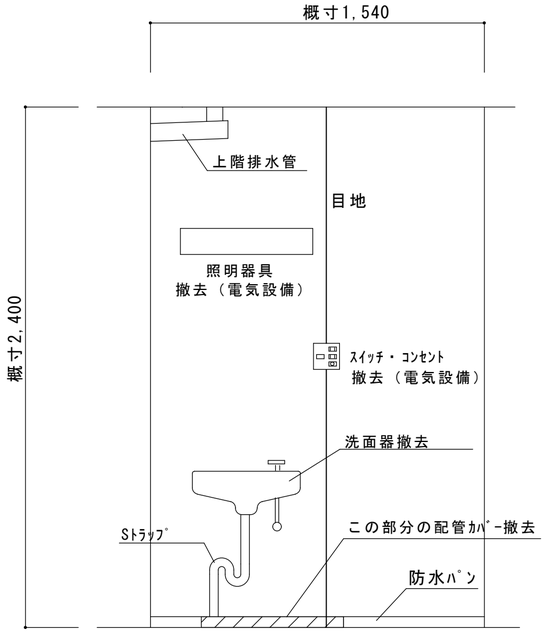


改修前洗面所立面図　１／２０

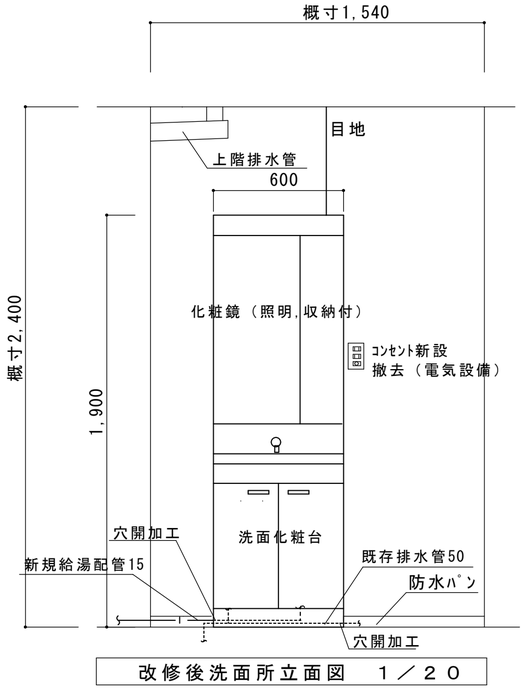


改修後洗面所立面図　１／２０

新設洗面化粧台仕様
（参考型番）
ＬＤＡ６０６ＢＥ（ｼﾝｸﾞﾙﾚﾊﾞｰ混合栓）
ＬＭＡ６０１Ｋ（照明付化粧鏡）
ＬＯ５２、ＬＯ５３
リモデル用配管ユニット

（注記）
１号棟　３０室
２号棟　３０室
合計　６０室

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 承認 | 設計 | | | 縮尺 A2=1/30・1/20 | 工事名称　笛吹市八代定住促進住宅浴室改修及び駐車場整備工事 |
| | | | | | | | 設計年月日 | 図面名称　浴室・洗面詳細図 |

No. M-02